

人権教育及び人権啓発推進

第5次春日市実施計画

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

春日市

はじめに

本市では、平成6（1994）年12月議会において「人権都市宣言」が決議され、その後、同和問題をはじめとするあらゆる差別を解消するとともに、心豊かな社会の実現を目指して、平成8（1996）年には「春日市人権を尊ぶまちづくり条例」を制定しました。



国に目を向ければ、平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、その後の社会の人権意識の高まりに伴って、平成28（2016）年には、人権三法といわれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法）」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「部落差別解消推進法）」が相次いで施行されました。

令和2（2020）年から世界を席卷した新型コロナウイルス感染症の拡大と、それに伴って感染者のみならずその家族や医療従事者への差別が生じるなど、人権問題の多様化・複雑化はとどまるところを知りません。このような状況下、あらゆる差別のない、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに取り組んできた本市において、市民の皆様が日頃感じておられること、考えておられることを把握し、人権問題の所在を明らかにするために、昨年度は、「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。

この調査結果を踏まえて、このたび、今後の人権教育・啓発の方向性を定めた、「人権教育及び人権啓発推進第5次春日市実施計画」を策定いたしました。

本市は、令和4（2022）年に、市制施行から50年の節目を迎え、次の新たな50年に向かって踏み出したばかりです。一人ひとりの人権を尊重し、あらゆる差別をなくすためには、心のバリアフリーが求められます。今後は、この実施計画に基づき、市民の皆様をはじめ各種団体や関係機関などと一緒に、すべての市民の人権が尊重されるまちを目指して、人権教育・啓発に引き続き着実に取り組んでまいります。

皆様方の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和6（2024）年3月

春日市長 井上 澄和

目次

I	実施計画策定にあたって	1
1	背景	1
	(1) 世界の動向…SDGs との関係	1
	(2) 国の取り組み	2
	(3) 福岡県の取り組み	2
	(4) 春日市の取り組み	3
2	趣旨と目的	4
3	計画の位置づけ	4
4	計画期間	4
II	本市の課題と施策の方向性（基本方針）	5
1	全体的な課題と共通施策の方向性	5
	(1) 現状と課題	5
	(2) 共通施策の方向性	6
2	個別課題と施策の方向性	7
	(1) 同和問題	7
	(2) 女性の人権	8
	(3) 子どもの人権	9
	(4) 高齢者の人権	10
	(5) 障がい者の人権	11
	(6) 外国人の人権	12
	(7) 刑を終えて出所した人の人権	13
	(8) その他様々な人権	14
III	推進体制	15
IV	施策の体系	16
1	体系図	16
2	体系別施策	17
	(1) 連携強化・拡充	17

(2) 教 育.....	17
(3) 啓発・相談.....	17
(4) 支 援.....	17
(5) 研究・調査.....	17
V 分野別施策と担当所管.....	18
1 全体的な共通分野.....	18
2 個別分野.....	19
(1) 同和問題.....	19
(2) 女性の人権.....	21
(3) 子どもの人権.....	23
(4) 高齢者の人権.....	25
(5) 障がい者の人権.....	26
(6) 外国人の人権.....	27
(7) 刑を終えて出所した人の人権.....	28
(8) 性的少数者の人権.....	29
(9) 様々な人権.....	30
資料編	
1 同和対策及び人権擁護関係法律・関係組織等年表.....	資-1
2 各種法令関係.....	資-5
3 市民人権意識調査報告書（概要版）.....	資-15

※ 本計画における「障害」および「障がい」の表記は、市の指針に基づいています。

本計画において、次の法令や名称等については、一部を除いて基本的に略称表記とします。

◆ 法令関係

- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 68 号）
⇒ [略称] **LGBT理解増進法**
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）
⇒ [略称] **部落差別解消推進法**
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
⇒ [略称] **障害者虐待防止法**
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
⇒ [略称] **障害者差別解消法**
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）
⇒ [略称] **児童虐待防止法**
- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）
⇒ [略称] **ヘイトスピーチ解消法**
- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法第 104 号）
⇒ [略称] **再犯防止推進法**
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）
⇒ [略称] **DV 防止法**
- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
⇒ [略称] **高齢者虐待防止法**
- ・ 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（平成 31 年福岡県条例第 6 号）
⇒ [略称] **福岡県部落差別解消推進条例**

◆ その他

- ・ 人権教育及び人権啓発推進春日市実施計画
⇒ [略称] **実施計画**
(策定期間により、名称冒頭に「第 1 次実施計画」のように次数を記載)

I 実施計画策定にあたって

1 背景

(1) 世界の動向…SDGs との関係

二度にわたる世界大戦の反省から、世界平和を希求して、昭和 20（1945）年 10 月に、国際連合（以下「国連」という。）が創設されました。その国連において、昭和 23（1948）年に世界人権宣言が採択され、そこには「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地、その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と謳われています。

国連では、その後、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」等、多くの人権に関する条約を採択することなどを通じて、人権擁護の取組みと確立に努めてきました。

その後も、世界各地で民族や宗教の違いなどによる紛争や内戦が多発し、深刻な人権問題が生じる中、国連は、さらに効果的な人権教育の継続実施を目指して、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、さらに平成 16（2004）年には「人権教育のための世界プログラム」を採択するなどのたゆまぬ努力を続けています。

加えて、平成 27（2015）年 9 月には、「持続可能な開発目標（SDGs：エスディーズ）」が国連で採択されました。SDGs は、「誰一人取り残さない」という理念のもとに、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（達成基準）を、令和 12（2030）年までに達成することとしています。その根底にあるのが人権尊重の考え方であり、「共生社会の実現」を具現化するものです。この SDGs の達成に向けて、世界では様々な取組が進められています。

(2) 国の取り組み

我が国では、日本国憲法の下、基本的人権の尊重を基本原則として、国際的な人権関係条約を批准するとともに、各種国内法の整備や各種施策を実施してきました。

「人権教育のための国連 10 年」が決議されたことを受けて、平成 9（1997）年に「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を策定しました。

平成 8（1996）年の「地域改善対策協議会意見具申」では、「国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。」とし、我が国固有の人権問題である同和問題（部落差別）の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等や、差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進と人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化であるとしました。それを受けて、5 年間の時限立法である「人権の擁護に関する施策を推進するための法律」が平成 9（1997）年に施行され、同法に基づく人権擁護推進審議会が法務省に設置されました。

その後、平成 12（2000）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育啓発推進法」という。）において、国及び地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有すると規定されました。同年には、続いて「児童虐待防止法」、平成 13（2001）年には「DV防止法」、平成 18（2006）年に「高齢者虐待防止法」、次いで平成 24（2012）年に「障害者虐待防止法」、さらに平成 28（2016）年には、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」等、人権に関連する法律が相次いで施行されました。

また、近年の性的少数者の人権意識の高まりを受けて、令和 5（2023）年に、「LGBT理解増進法」が施行されるに至りました。

(3) 福岡県の取り組み

福岡県が平成 9（1997）年に策定した「ふくおか新世紀計画」において、「人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題であるとともに豊かな県民生活を実現するための重要な課題」であり、「人権に配慮した行政を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、県民一人ひとりの人権意識を高揚するための人権教育・啓発を進め、偏見や差別の解消を図る」ことが謳われています。翌年の平成 10（1998）年には、それまでの同和教育や啓発活動の成果と手法への評価を踏まえ、「人権教育のための国連 10 年福岡県行動計画」を策定しました。

さらに、この行動計画の趣旨に沿って、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者などの人権問題の解決に向けた取組を進めるために、平成 15（2003）年に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しています。

その一方で、社会の変化に伴って、外国人などの様々な人権問題やインターネット上の人権侵害、性的少数者に対する人権問題が顕在化していました。この変化を受けて、「福岡県人権教育・啓発基本指針」が平成30（2018）年3月に改訂されました。

国において、平成28（2016）年に「部落差別解消推進法」が施行されたことを受けて、部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現するため、福岡県は、平成31（2019）年3月に、全国の都道府県に先駆けて「福岡県部落差別解消推進条例」を制定しました。この条例では、すべての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとの理念に基づいて、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努め、部落差別のない社会の実現をめざすことを定めています。

（4）春日市の取り組み

本市では、平成6（1994）年12月に「人権都市宣言」に関する決議を市議会が採択、続いて平成8（1996）年3月に「春日市人権を尊ぶまちづくり条例」を制定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を目指した人権尊重の取組を進めてきました。さらに、すべての人々が人権問題を正しく理解し、認識することで人権意識の高揚を図り、人権文化の創造を目指すことを目的に、平成12（2000）年4月に、市長を本部長とする「春日市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、関係部課相互の緊密な連携を図りながら全庁体制で人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために、平成13（2001）年に「人権教育のための国連10年春日市行動計画」を策定しました。

その流れを受けて、人権教育啓発推進法第5条の規定に基づき、同法第3条に規定する基本理念を踏まえ、具体的な施策として計画的に推進するために、平成16（2004）年に、同年度から平成20（2008）年度までを目途とした「人権教育及び人権啓発推進春日市実施計画」（第1次実施計画）を策定しました。

その後、平成21（2009）年には、同年度から平成25（2013）年度までを目標年度とした第2次実施計画を、平成26（2014）年には、同年度から平成30（2018）年度を計画年次とした第3次実施計画を、その時々で顕在化した人権問題を新たに追加しながら策定してきました。

さらに、平成31（2019）年には、人権三法といわれる「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の理念に基づいた項目と、福岡県内の市町村で先駆けて元受刑者の再犯防止推進計画を盛り込んで、同年度から平成35（=令和5・2023）年度を計画年次とした第4次実施計画を策定するに至りました。

このように、本市では、差別のない明るい春日市を築くために、「差別をしない」だけでなく「差別をなくす」行動を起こす市民が増えるように、社会情勢の変化を踏まえ、課題と目標を常に見直しながら計画を策定し、施策を実行してきました。

2 趣旨と目的

本市では、人権に関するあらゆる法令の理念と方針に基づき、人権尊重のまちづくりに向けた取組として、様々な人権教育・啓発活動と、人権政施策を推進してきました。すべての行政施策は人権思想を基盤とするとして、平成8（1996）年3月に制定した「春日市人権を尊ぶまちづくり条例」を制定するなどの取組みの結果、市民の人権問題に対する理解や認識は、徐々に深まってきています。しかし、同和問題（部落差別問題）をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する偏見や差別は依然として存在していることに加え、急速な情報化、国際化などの社会情勢のめまぐるしい変化に伴い、インターネットによる差別情報の氾濫など、深刻な人権侵害事象が発生しています。

第4次実施計画策定から5年が経過しました。その間、世界を席卷した新型コロナウイルス感染症が新たな差別を生み出し、性的少数者の人権が今まで以上に着目されるなど、社会は変化・変動の速度に拍車がかかっている感があります。激変する社会において、すべての人が幸福を実感できる社会を実現するためには、人権尊重の精神の確立とすべての人々の共生が必要不可欠です。

この第5次実施計画は、人権教育・啓発に関する目標と課題を明らかにし、市民と行政が一体となって、多様性を認め合う地域共生社会の実現に向けて、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、人権教育啓発推進法第3条に規定する基本理念を踏まえており、同法第5条の規定に基づきます。

その理念を「第6次春日市総合計画」の中で人権が尊重される社会の推進をまちづくりの指針の一つとして位置づけ、その指針に基づいて本計画を策定し、一人ひとりが尊重され、多様性を認め合う、あらゆる差別のないまちを目指します。

また、本計画は、再犯防止推進法第8条の規定に基づき、同法第3条に規定する基本理念を踏まえ、具体的な施策として計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。

4 計画期間

この第5次実施計画は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度を目標年度とする5か年度の計画とします。

II 本市の課題と施策の方向性（基本方針）

令和4年度に、市民を対象とした人権意識調査を行い、結果から見えてきた春日市の課題と、今後の施策の方向性を、第4次計画の総括も含めて総合的に次のとおり整理しました。

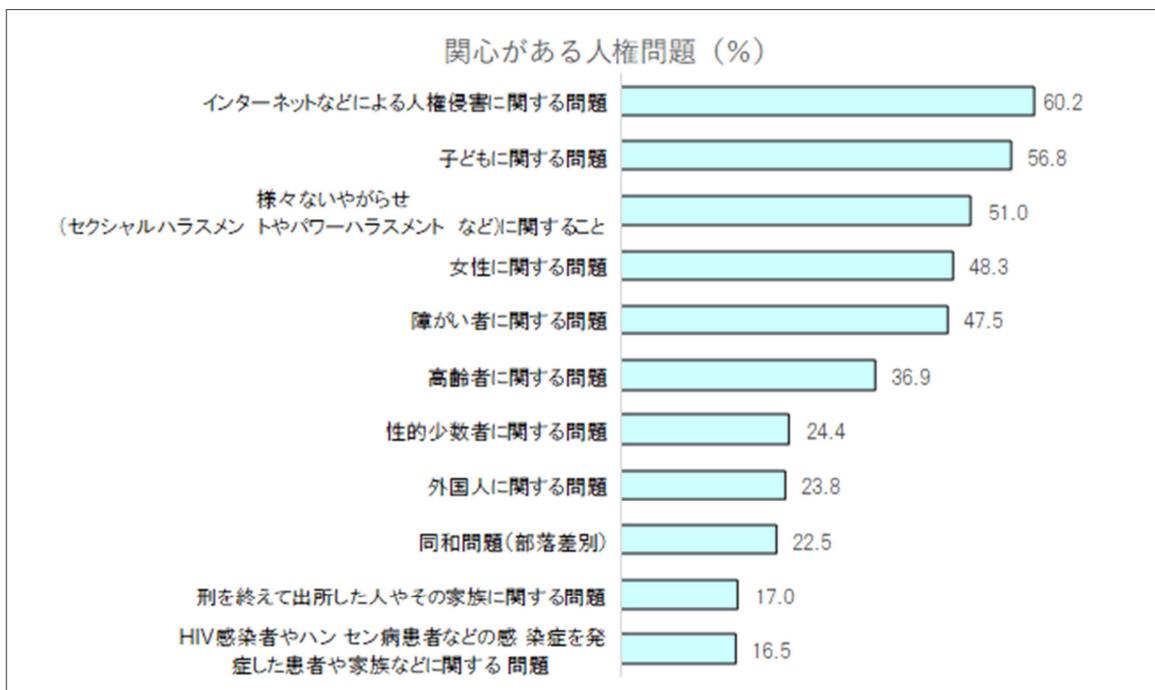
1 全体的な課題と共通施策の方向性

(1) 現状と課題

令和4年度に実施した市民意識調査において、人権問題についての関心度は「とても関心がある」「少し関心がある」が合計69.5%となり、市民の人権問題に関する関心度は高いことが分かります。

その関心度を細かく見ると、関心がある人権問題には分野ごとに差があります。

最も関心が高いのは「インターネットなどによる人権侵害に関する問題」の60.2%、最も低いのは「HIV感染者やハンセン病患者などの感染症を発症した患者や家族などに関する問題」の16.5%です。この差は、より身近な問題や自身に関係のある問題が関心として高い傾向にあると考えられ、また、マスメディアに取り上げられる報道に接する頻度が関係する可能性もあります。



人権問題の中で歴史的に深く根付いている大きな問題である同和問題については、「同和問題を解決するためには、あなたはどうしたらよいと思うか」との問いに対して、「基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい」が54.9%と5割以上の方が能動的な解決努力意識を持っています。

人権分野の全体を見ると、市民の半数以上の方が人権問題について能動的に解決をしていくべきであるとの認識があると分かりました。

一方で、人権に無関心な層が27.3%存在していること、比較的若い年齢層の身元調査への許容度が高い傾向が見られること、人権問題によって関心度に大きな差があること、人権講演会などへの参加率が低いことなども、今回の調査で課題として浮かび上がりました。

また、それぞれの取組みは、市の権限の範囲の関係上、啓発や相談支援などを主とし、直接的な解決などについては、適切な相談機関につなぐ役割を担っています。

（2）共通施策の方向性

これらの課題を背景に、基本的な共通施策の方向性を次のとおりとします。

① 推進組織との連携強化・拡充

人権擁護にあたり、本市が連携・関係する推進組織には、人権に関する全庁的な取り組みを調整及び推進する人権行政連絡会や人権教育を推進する人権・同和教育研究会、筑紫地区における人権全般についての共同事業を推進する筑紫地区人権・同和行政推進協議会、国の機関である福岡法務局筑紫支局、国の機関から委嘱され人権擁護を推進している人権擁護委員で構成する筑紫人権擁護委員協議会及び保護司で構成する筑紫保護区保護司会春日支部等があります。

今後ともさらに、これらの組織及び機関との連携強化に努めます。

② 人権に関する啓発及び研修の充実

人権啓発や研修を今後も継続、充実し、市民の人権意識の高揚と豊かな人権感覚の育成によってはじめて、「あらゆる差別のないまちづくり」が実現します。

そのために、これからも啓発等の取組みを継続するとともに、クローバープラザ内にある福岡県人権啓発情報センター（ヒューマンアルカディア）、福岡県男女共同参画センター（あすばる）の啓発・研修事業などを積極的に活用していきます。

③ 人権侵害による被害者の救済方法の周知など

人権侵害による被害者の救済方法には、法律に基づく裁判などによる救済がありますが、それにはかなりの時間や労力などが必要です。また、先述したように、市の主な役割は、啓発や相談支援を通じた相談機関との連携です。

そこで、被害が拡大する前に安心して相談できる体制を充実させるとともに、救済に向けた適切な相談窓口や機関の紹介、広報、周知などに努めます。

④ 人権に関するデータの収集

人権問題に対する施策を実施するには、現状把握が不可欠です。

このため、本市においては「春日市まちづくりに関するアンケート調査」と、「人権問題に関する市民意識調査」（5年に1度実施）を令和4（2022）年度に実施し、現状把握に努めてきました。

今後も、調査を定期的実施し、適宜、現状把握に努めます。

2 個別課題と施策の方向性

(1) 同和問題

1. 前計画の施策の方向

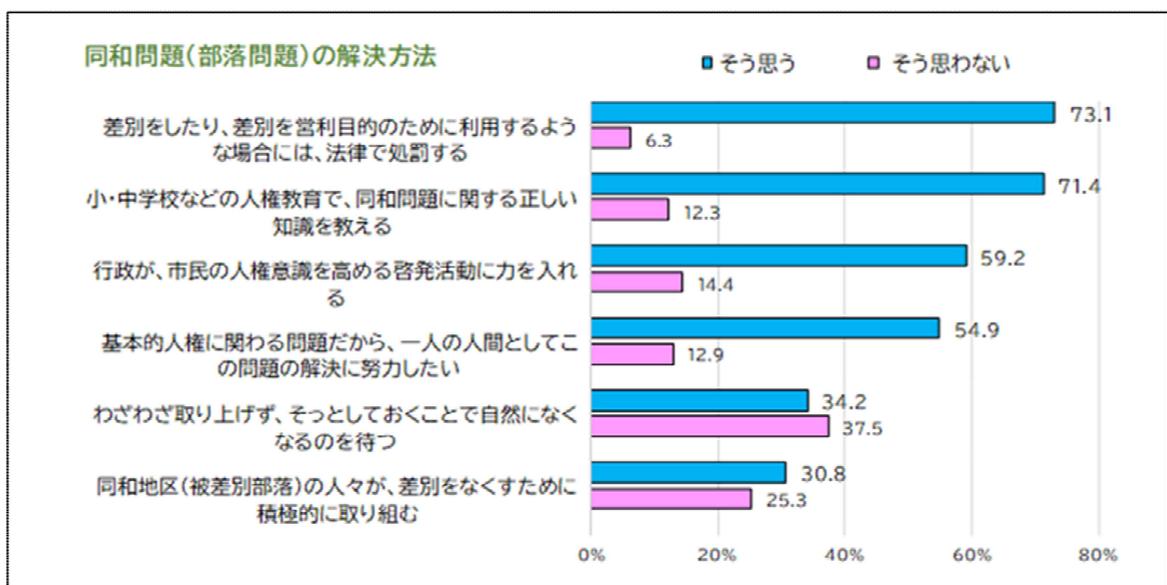
- ① 同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、すべての人の基本的人権を尊重する人権教育・啓発を積極的に推進します。
- ② インターネット等の多様な媒体を使った啓発方法を検討します。

2. 主な成果と課題

- ① 成果：小・中学校などの人権教育で正しい知識を身につけるべきという意識が上昇しました。
課題：同和問題に関心のある層は、約23%程度でした。
- ② 成果：市報などの紙媒体に加え、インターネット等を利用して同和問題を始めとする人権問題について啓発を実施しました。
課題：インターネット等を利用して、さらに若年層にも啓発を行う必要があります。

3. 今計画の施策の方向性

- ① 重大な人権問題である同和問題について、すべての世代において、更なる人権教育・啓発を行っていきます。
- ② インターネット（含・SNS）等を利用し、様々な年齢層に対して効果の高い啓発を検討、実施します。



（2）女性の人権

1. 前計画の施策の方向

- ① DV 防止、救済の方法について DV 連絡調整会議など多様な媒体を活用します。
- ② 関係機関と連携、情報共有を図り相談体制を強化します。

2. 主な成果と課題

- ① 成果：DV 連絡調整会議や市報、市WEBサイトなどを活用して、DV をはじめとする女性への様々な暴力に関する相談窓口や講演会などの情報を周知しました。
課題：相談窓口の周知と、DV 被害者の救済に向けた他所管との一層の体制強化が求められます。
- ② 成果：男女共同参画審議会などで、推進に関する意見を聴取しました。
課題：関係機関との協議の場や、男女共同参画推進団体の活動場所の継続的な確保及び連携促進が必要です。

3. 今計画の施策の方向性

- ① DV 連絡調整会議などを活用し、引き続き DV 防止や被害者のよりよい救済方法などを検討していきます。
- ② 関係機関との一層の情報共有を通じた各種相談体制の強化と、連携による相談事案への適切な対応を行います。
- ③ 1) 性別に関係なく誰もが活躍できる男女共同参画社会実現の必要性について、機会をとらえて各方面に対して啓発や支援を行います。
2) 相談体制の充実に努めます。

(3) 子どもの人権

1. 前計画の施策の方向

- ① いじめ防止対策推進法に基づいた対応を進めていきます。
- ② 要保護児童対策地域協議会構成団体の情報共有を図り連携を強化します。
- ③ 児童相談所と連携して連絡・相談体制を周知していきます。

2. 主な成果と課題

- ① 成果：インターネット上のいじめの防止やトラブルへの適切な対処方法を理解することにより、人権への理解を深めました。
課題：いじめや虐待の実態把握や事前防止、発生時の早急な対応が求められています。
- ② 成果：実務者会議のあり方を「関係機関の集合」、「全ケースの進行管理」を軸に見直し、部会ごとに開催する方式に変更することで課題解決を図ることができました。
課題：職員研修の充実による虐待防止への意識徹底が求められています。
- ③ 成果：被虐待児童を発見した際の相談窓口などを、関係機関などを通じて広く周知しました。
課題：いじめや虐待が疑われる事案の相談窓口の一層の周知や、よりの確な事案の把握が求められています。

3. 今計画の施策の方向性

- ① いじめ防止対策推進法に基づいた対応を進めていきます。
- ② 要保護児童対策地域協議会との協議や積極的な情報共有を通じて、一層の連携を図ります。
- ③ 児童家庭・学校・地域での連携により連絡・相談体制を強化していきます。

（4）高齢者の人権

1. 前計画の施策の方向

- ① 高齢者の虐待防止についての啓発を行うとともに、介護者等が相談できる環境づくりに努めます。
- ② 相談内容に対する相談機関の情報提供及び必要な支援を行うとともに、関係機関との連携を強化します。
- ③ 成年後見制度の周知を行うため、多様な媒体を活用し普及啓発を図ります。

2. 主な成果と課題

- ① 成果：医療機関等の関係機関との連携や情報共有を図ることで、認知症高齢者の介護者が、より相談しやすい支援体制の充実を図ることができました。
課題：1) 高齢者に対する虐待や介護放棄（ネグレクト）、孤児死などの問題を防ぐために、高齢者や介護者等を支援するための体制の整備が必要です。
2) 認知症に関する正しい知識や理解の普及、成年後見制度等の権利擁護に関する制度の認知度向上が求められます。
- ② 成果：医療機関等の関係機関との連携や情報共有を図ることで、認知症高齢者への支援体制の充実を図ることができました。
課題：高齢者の増加に伴う高齢者の相談内容の複雑化により、各ケースに応じた、関係機関との情報共有と、適切な個別支援の必要性が高まっています。
- ③ 成果：市報をはじめとする広報や、市民向けの講座、講演会の実施により、成年後見制度と認知症に関する知識や相談窓口等について周知することができました。
課題：成年後見制度の利用のための意識的なハードルを下げる必要があります。

3. 今計画の施策の方向性

- ① 1) 地域全体で高齢者の虐待を防止または早期発見するための体制整備を促進します。
2) 高齢者が適切なサービスを利用することにより、介護者の負担軽減ができるように、相談体制の充実に努めます。
- ② 関係機関と包括的に支援を行い、高齢者一人ひとりに対して適切な支援を行います。
- ③ 成年後見制度の利用に関する理解促進のため、多様な媒体を活用して普及啓発を行います。

(5) 障がい者の人権

1. 前計画の施策の方向

- ① 障がい者の雇用促進に努めます。
- ② 「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」の適正運用を行えるよう関係機関と協議・連携していきます。

2. 主な成果と課題

- ① 成果：春日市障がい者福祉関係機関会議において、就労支援事業所関係を対象とした研修を開催し、障がい者の雇用促進を図りました。
課題：障がい者の自立促進のために、条件整備や社会全体の理解が必要です。
- ② 成果：障害者週間での街頭啓発や、各学校における道徳教育などを通じて、障がい者に対する理解促進を図りました。
課題：制度の適切な運用を行うために、今後とも関係機関との連携が必要です。

3. 今計画の施策の方向性

- ① 障がい者が地域生活を継続できるよう、地域共生社会の実現を重要課題として、人的・物的な条件整備及び障がい者への理解促進に努めます。
- ② 「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」の適正運用を行えるよう、関係所管や関係機関での協議・連携を促進します。

（6）外国人の人権

1. 前計画の施策の方向

- ① 日本語教室の充実を図ります。
- ② 日本語指導補助員を活用して一日でも早く日本語を理解できるための支援を図ります。
- ③ 同じ地域に住む住民としてコミュニケーションを図る機会を作ります。
- ④ 差別落書き、ヘイトスピーチの解消に向けた啓発を推進します。

2. 主な成果と課題

- ① 成果：週1回、クローバープラザにて、定住外国人を対象に、日本語理解度に合わせた日本語教室を実施し、地域への定着を支援しました。
課題：学習者が増加している中、ボランティアの講師が不足しており、学習希望者の待機者リストができています。
- ② 成果：学校現場への日本語指導補助員の配置により、日本語が苦手な、日本の習慣や文化になじみがない児童生徒に対し、充実した学校生活を送れるよう支援することができました。
課題：全ての国の言語に対応することが難しい現状があります。
- ③ 成果：地域に居住し働く外国人が増えました。
課題：外国人の異なる文化や価値観の違いを理解するために、国際交流機会の提供が必要です。
- ④ 成果：ヘイトスピーチ解消に関する啓発ポスターを、市内各施設に掲示しました。
課題：異文化理解増進のために、今後もヘイトスピーチなどに対する理解を広げる啓発が大切です。

3. 今計画の施策の方向性

- ① ボランティア講師の確保など、日本語教室の充実を図ります。
- ② ALT 及び日本語指導補助員を配置し、学校教育を通じて多文化共生社会の推進を図ります。
- ③ 外国人の地域への円滑な定着を促進します。
- ④ ヘイトスピーチなどの外国人差別を解消するために、多様な媒体や手段で啓発します。

（7）刑を終えて出所した人の人権

1. 前計画の施策の方向

「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく支援の方策を研究し、具体的に推進していきます。

2. 主な成果と課題

成果：保護司会と連携して社会を明るくする運動推進大会を開催するなど、更生保護活動の啓発を行いました。また、生活困窮者自立支援事業を通じて、事業の対象者になった生活困窮者に対して、就労支援、就労準備支援、家計改善支援、住居確保給付金の支給などによる支援を行いました。

課題：協力雇用主の拡充など、社会における更生保護活動への理解促進が必要です。

3. 今計画の施策の方向性

保護司会と連携して、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生保護について理解を深めるための啓発を行います。

（8）様々な人権

1. 前計画の施策の方向

関係機関と連携しながら、様々な人権侵害に対応していくとともに、様々な機会を通して人権教育・啓発を推進していきます。

[様々な人権問題]

- アイヌの人々
- HIV 感染者・ハンセン病患者等
- 犯罪被害者等
- インターネットによる人権侵害
- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- ホームレス
- 性的指向
- 性自認
- 人身取引（トラフィッキング）
- 東日本大震災に起因する人権侵害

2. 主な成果と課題

成果：1) 市報、チラシ、人権啓発冊子、市公式 WEB 等を活用し、様々な人権問題について積極的に市民への啓発を行いました。

2) 小中学校の児童生徒に対して、様々な取組みを通じて広く人権教育を行いました。

課題：社会の変化に応じた、それぞれの人権課題に対する正しい情報と知識の提供により、市民の理解促進が求められます。

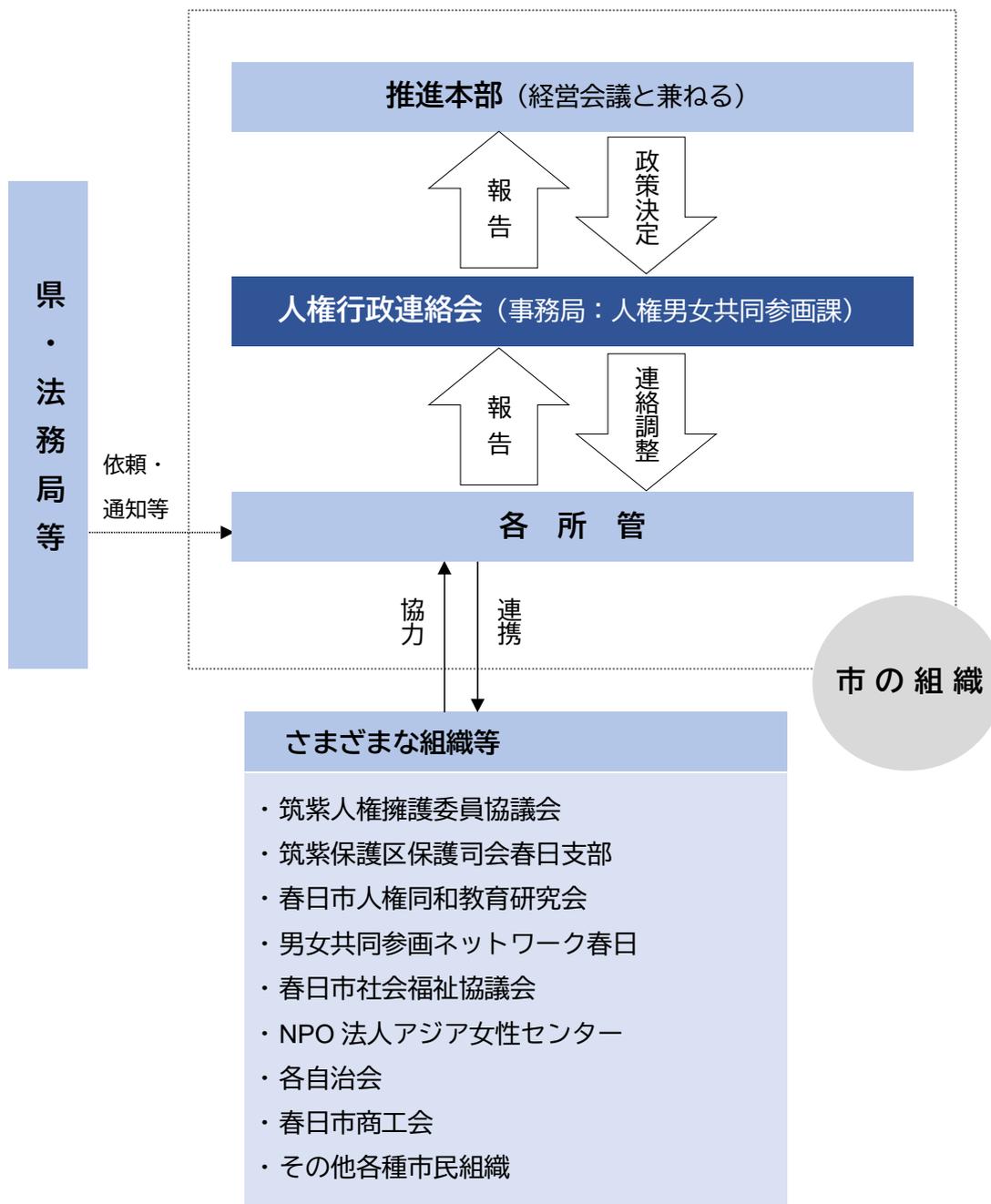
3. 今計画の施策の方向性

関係機関と連携しながら、様々な人権侵害に対応していくとともに、様々な機会を通して人権教育・啓発を推進していきます。

III 推進体制

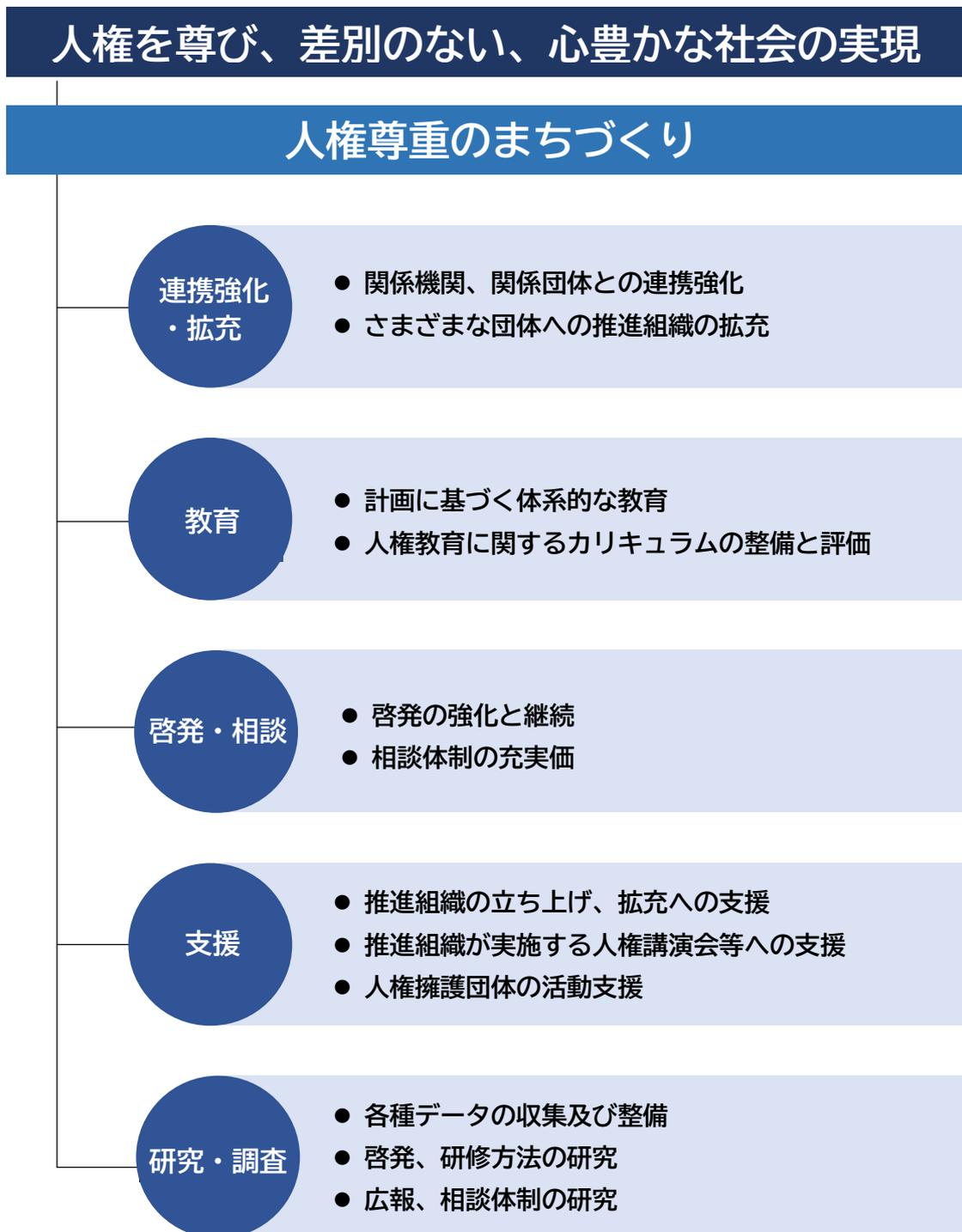
実施計画に基づく施策を計画的かつ効果的に促進するため、次の組織により推進します。
また、国が強調項目として挙げている日本における人権課題を分野別施策として、各施策の担当所管については、後述で記載のとおりとします。

人権教育及び啓発の質や実効性を高めるには、行政のみならず民間組織等との連携が不可欠です。



IV 施策の体系

1 体系図



2 体系別施策

今後の体系別施策は次のとおりです。

(1) 連携強化・拡充

庁内組織はもちろんのこと、筑紫地区各市間や人権擁護委員、保護司等との連携をさらに強化するとともに、さまざまな団体への推進組織の拡充に努めます。

(2) 教育

学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進し、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成に努めます。

社会教育においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の醸成に努めます。

(3) 啓発・相談

さまざまな機会と方法により、人権啓発、研修を継続します。また、相談体制の充実に努めます。

(4) 支援

自治会や企業又はその他の団体等での推進組織立上げに対し支援します。

また、これらの団体等が行う人権講演会等の開催について支援するとともに、人権擁護団体の活動を支援します。

(5) 研究・調査

市が行っている市民意識調査や人権に関する調査などについては、今後も継続し、実態把握のためのデータ収集に努めます。

また、啓発、相談体制等のあり方について研究します。

V 分野別施策と担当所管

人権尊重社会を目指し、あらゆる人権問題を大きな課題としてとらえ、互いを思いやり支え合う社会を実現するために、以下の各分野に取り組みます。

1 全体的な共通分野

① 推進組織との連携・強化

取り組み内容	担当所管
<ul style="list-style-type: none"> 市の庁内組織である人権行政連絡会、人権・同和教育研究会や、筑紫地区人権・同和行政推進協議会などの外部の関係機関、組織などとの連携を強化するとともに、活動の充実に努めます。 	人権男女共同参画課 教育総務課 学校教育課 地域教育課

② 人権に関する啓発及び研修の充実

取り組み内容	担当所管
<ul style="list-style-type: none"> 様々な人権問題に対する意識を高めるための研修を定期的、かつ継続的に実施するとともに、ヒューマンアカデミア、あすばるの啓発、研修事業などを積極的に活用することで、研修の充実に図ります。 啓発等の取組みを継続して実施します。 	人権男女共同参画課 人事課 教育総務課 学校教育課 地域教育課 子育て支援課 こども未来課 福祉支援課 高齢課

③ 人権侵害による被害者の救済方法の周知など

取り組み内容	担当所管
<ul style="list-style-type: none"> 安心して相談できる体制の充実に努めます。 相談者に対し、救済に向けた適切な相談窓口や機関の紹介、広報、周知などに努めます。 	人権男女共同参画課 教育総務課 学校教育課 子育て支援課 福祉支援課 高齢課

④ 人権に関するデータの収集

取り組み内容	担当所管
<ul style="list-style-type: none"> 各種計画策定に合わせて市民意識調査を実施するなどにより、適宜現状把握に努めます。 	人権男女共同参画課 経営企画課 こども未来課 子育て支援課 福祉支援課 高齢課

2 個別分野

(1) 同和問題

① 就学前人権教育の推進

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
人権同和教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 幼少期から集団での体験をとおして、子どもたちが豊かな人間関係を構築するための活動を実践します。 	こども未来課
幼児教育従事者への研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保育や幼児教育に従事する職員が、正しい人権意識や人権感覚を身につけるために、研修会等の機会を設けます。 	こども未来課

② 小中学校における人権教育の推進

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
学校における同和教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 正しい理解と知識を深めるために、小中学校において、歴史的な同和問題の学習を行い、同和教育を推進します。 	学校教育課
インターネット利用に関する教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上での同和問題に関する差別の実態を学び、正しいインターネットの利用方法の学習を通じて、誤った情報に流されない人権意識の確立を目指します。 	学校教育課

③ 生涯学習の推進

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
図書館における人権関係図書閲覧の機会提供	<ul style="list-style-type: none"> 同和問題啓発強調月間や人権週間に合わせて、図書館内に人権関係図書閲覧コーナーを設置し、市民に周知します。 	文化スポーツ課 人権男女共同参画課

④ 啓発推進

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
全ての世代に対しての同和問題の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 7月の同和問題啓発強調月間や12月の人権週間での街頭啓発、市報、人権啓発冊子、市WEBサイト、SNS等の様々な方法で市民への啓発を行います。 	人権男女共同参画課
企業・事業所を対象とした人権教育（学習）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 筑紫地区企業同和問題推進委員会との連携を図り、企業・事業所への人権学習を実施します。 	地域づくり課
同和地区出身者に対する就職機会の支援	<ul style="list-style-type: none"> 筑紫地区同和对策就職促進協議会との連携などにより、同和地区出身者を対象として、就職の機会を増やすための取組みを行います。 	地域づくり課

⑤ 職員に対する研修の実施

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
市職員や教職員を対象とした人権研修などの実施	<ul style="list-style-type: none"> 市職員及び教職員を対象とした座学研修、現地研修、ワークショップ等の様々な手法による人権研修を実施します。 	人事課 人権男女共同参画課 学校教育課 教育総務課

(2) 女性の人権

① 男女共同参画の推進・啓発

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
広報及び啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画参画社会の実現に向けた市民への啓発を進めるために、ジェンダー意識に配慮しながら、男女共同参画出前講座、市報、SNS等を活用し、市民や団体などへの啓発を行います。 	人権男女共同参画課
市民及び団体の活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に取り組む団体に対する活動場所の提供も含めた支援を行います。 	人権男女共同参画課

② 子どもたちへの男女共同参画の教育

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
男女共同参画参画の教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 就学前教育、学校教育において、性別役割分担意識にとらわれない、男女共同参画への意識の醸成を図ります。 	学校教育課 こども未来課

③ 女性へのあらゆる暴力の防止

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
女性に対する暴力の根絶に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> DV 被害者からの電話や面談による相談に対し、必要に応じて、庁内関係所管、警察、関係機関と連携し、被害者支援を行います。 DV 連絡調整会議などを通じて、DV 被害者の情報共有を行い、被害者への適切な支援の検討を行います。 	人権男女共同参画課 市民課 子育て支援課 高齢課 福祉支援課
デート DV に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> DV の低年齢化を受けて、中学生に向けた DV 防止のための啓発として、デート DV を含めた性暴力防止に関する講座を実施します。 	安全安心課 学校教育課 人権男女共同参画課
女性に対するあらゆる暴力防止に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市内関係所管及び広報誌、市 WEB サイト等などを利用して、DV は許されないという意識を啓発していきます。 	人権男女共同参画課 子育て支援課 高齢課

④ 男女共同参画社会のための労働環境の整備

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
家庭と仕事の両立が可能な労働環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業制度等の労働に関する法制度の周知や情報提供を行います。 女性の起業を支援するために、繋がりを作ることでできる講座を実施します。 	人権男女共同参画課 人事課
企業への男女共同参画の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 就労に関する男女格差解消に向けて「男女共同参画推進に関する事業所調査」結果等に基づき、商工会や企業への啓発に努めます。 	人権男女共同参画課 財政課 地域づくり課

⑤ 様々な分野における女性の活躍の推進

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
附属機関等への女性登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 附属機関等への女性の登用について、目標値を掲げて促進に取り組めます。 	経営企画課 人権男女共同参画課
地域活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等の地域活動・団体の女性リーダーの育成を支援します。 	地域づくり課 人権男女共同参画課
政治分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、推進に向けて情報の収集や提供等に努めます 	議会事務局 人権男女共同参画課

(3) 子どもの人権

① 子どもの健全育成

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
子どもの発達支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや保護者の悩みを解決するため、発達相談等を実施し、保健・福祉・医療・教育分野の関係機関等と連携して支援につなぐことで、子どもの健全育成を図ります。 	学校教育課 子育て支援課
不登校対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 不登校傾向や不登校の解消・軽減に向けて、問題を抱える児童や各家庭に寄り添い、課題の解決に向けた支援を行います。 	学校教育課
地域での安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが地域で安心して暮らせるように、いじめや非行の防止のため、学校や市内の関係団体と必要な情報の共有、連携強化を図ります。 	学校教育課 安全安心課 子育て支援課

② 児童虐待の防止

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
子育てへの不安の相談、養育環境の把握	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児のいる世帯への家庭訪問等によって、子育てへの不安の相談、養育環境の把握等を行い、児童虐待の未然防止を図ります。 	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の適切な保護のため、要保護児童対策地域協議会の下で関係所管や関係機関と情報共有し、要保護児童等に対する支援の連携を図ります。 	子育て支援課 こども未来課 学校教育課 人権男女共同参画課
子どもの権利条約に基づく子どもの人権の啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 11月の児童虐待防止月間において、子どもへの虐待防止に関する啓発を行い、児童虐待防止に対する周知を行います。 	子育て支援課

③ 家庭における子育て支援

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
子育てに関する情報提供及び相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 春日市子ども・子育てすくすくプランに基づき情報提供及び相談を充実します。 	子育て支援課 こども未来課
保育機能、放課後児童クラブの充実支援	<ul style="list-style-type: none"> 春日市子ども・子育てすくすくプランに基づき、保育環境の整備を行います。 放課後児童クラブの充実を図ります。 	こども未来課 地域教育課

④ 子育てネットワークづくりの推進

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
子育てに関する情報提供及び相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子育てサークルの紹介や活動拠点を記した地図等の情報の更新や指導者の派遣などを行い支援します。 	子育て支援課
ネットワークづくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育学級の実施や青少年育成市民会議の支援を通じて連携を図ります。 子育てグループの情報収集を行い、連携を図っていきます。 	地域教育課 子育て支援課

(4) 高齢者の人権

① 高齢者と介護者の支援

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
高齢者虐待の防止に向けた支援及び早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター等との情報共有により、高齢者を在宅で介護する人の状況を把握し、介護サービス等の利用促進による負担軽減を図るよう支援します。 地域と関係所管との連携による見守り体制の強化を図り、高齢者虐待の早期発見に努めます。 	高齡課 福祉支援課
認知症高齢者支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する正しい知識の普及啓発を行い、正しく理解できるように周知に努めます。 認知症高齢者等からの相談受付体制の充実及び普及啓発に努めます。 成年後見制度の理解および利用促進のため、あらゆる機会を通じて制度の周知広報に努めます。 	高齡課

② 高齢者の社会参加の促進

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
高齢者の交流等による生きがいのづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センターナギの木苑や高齢者サロンの活動を支援し、高齢者が孤立しないための交流の場づくりを推進します 運動教室などの一般介護予防事業の実施や、地域のシニアクラブ等を支援し、健康及び生きがいのづくりを推進します。 	高齡課 健康課
就労支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターを活用し、高齢者雇用の促進を図るために、事業の充実を支援します。 雇用情報の収集、提供に努めます。 	福祉支援課
施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 安心して社会参加ができるよう、実施可能な施設から、公共施設のバリアフリー化に取り組めます。 	都市計画課 道路管理課 管財課

(5) 障がい者の人権

① 障がいや障がい者に対する理解促進

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
共生社会づくりの啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法に基づき、不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮や理解を行うために、市民や企業等へ啓発を行います。 	福祉支援課
学校教育における理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校現場において、障がいのある児童生徒との交流の機会を充実させたり、共に学ぶ環境を整えることで、児童生徒の障がい者に対する理解の促進を図ります。 	学校教育課

② 障がい者への虐待の防止

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
虐待防止のための相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者への虐待の防止、早期発見のため、障がい者基幹相談支援センターの機能を強化し、相談体制などの充実を図ります。 	福祉支援課
権利擁護の確立	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等と連携しながら、障がい者の人権を擁護するため、成年後見制度の普及を図ります。 	福祉支援課

③ 社会参加の促進

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が自立した生活を営むために、障害者就労支援事業所や公共職業安定所等の機関と連携し、雇用促進を支援します。 	福祉支援課
生きがいづくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が、住み慣れた地域で安心してスポーツや文化活動等の社会参加と、交流の機会を得られるように支援を行います。 障がい者が安心して活動できるよう、障がい者団体や福祉支援団体の生きがいづくり事業を支援します。 	福祉支援課 文化スポーツ課

(6) 外国人の人権

① 日本語教室の実施と定着支援

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
日本語教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者が増加している日本語教室のスタッフの確保に努め、充実を図ります。 • 日本語教室の充実を図ることを通じて、外国人の地域への定着を支援します。 	福祉支援課

② 小中学校における国際教育の実施

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
外国人への理解	<ul style="list-style-type: none"> • 小中学校での国際理解のために、学校教育において、ALT（外国人指導助手）やボランティア等の活用により、英語教育や多文化共生についての理解促進に取り組みます。 	学校教育課
外国籍児童の支援	<ul style="list-style-type: none"> • 日本語の分からない外国籍等の児童・生徒に対して、日本語補助員を活用し、安心して学校生活を送れるよう支援します。 	学校教育課

③ 外国人への差別意識の解消

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
在住外国人への相互理解促進	<ul style="list-style-type: none"> • ヘイトスピーチ解消法の理念に基づき、市民の国際理解を深めるために、関係機関と連携するなどにより研修会等を開催し、在住外国人との相互理解の促進と啓発に努めます。 	人権男女共同参画課 福祉支援課

(7) 刑を終えて出所した人の人権

① 社会参加の促進

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
理解のための啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 再犯防止推進法に基づき、出所者が孤立することなく円滑な社会復帰に向けて、就労、住居の確保ができるように、保護司との定期面談や、地域住民との関係の構築、民生委員等への相談ができる環境を整えます。 	人権男女共同参画課 福祉支援課 安全安心課
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 再犯防止には、就労による安定的な生活が必要となるため、関係機関と連携して、協力雇用主を増やすように啓発を行います。 	人権男女共同参画課
生活基盤の構築支援	<ul style="list-style-type: none"> くらしきぽーと「よりそい」と連携し、住居や就労の場の確保の支援を行います。 	福祉支援課

② 啓発の充実

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
理解のための啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保護司会と連携し、犯罪を犯した人の更生保護活動の啓発のため「社会を明るくする運動推進大会」や、「再犯防止啓発月間」における広報誌や街頭啓発等を通じて、犯罪や非行、再犯防止の啓発を図ります。 	人権男女共同参画課

(8) 性的少数者の人権

① 性的少数者に対する理解促進

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
性的少数者に対する理解の啓発	<ul style="list-style-type: none"> • LGBT 理解増進法に基づき、性的少数者が差別されないための理解促進を、広報誌や SNS 等を使って、市民や事業者等に対する啓発に努めます。 	人権男女共同参画課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 身近な人には打ち明けられない悩み等について相談できるよう、窓口相談や関係機関の紹介を行います。 	人権男女共同参画課
福岡県パートナーシップ宣誓制度に基づく提供サービスについての検討	<ul style="list-style-type: none"> • 宣誓書を受領したカップルが利用できる行政サービスに関する検討を行っていきます。 • 福岡県と協定を締結した自治体の宣誓書受領証について、福岡県の受領証と同等の扱いとします。 	全課

② 児童・生徒に対する対応の検討

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
性的少数者の児童・生徒の相談	<ul style="list-style-type: none"> • 性的少数者の児童・生徒が相談しやすい環境の整備や相談窓口の案内を行います。 	学校教育課
保育士・教職者への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> • 性的少数者に関する理解促進によって、現場において適切な対応ができるように研修会等を実施します。 	こども未来課 教育総務課

(9) 様々な人権

- [様々な人権問題]
- アイヌの人々
 - HIV 感染者・ハンセン病患者等
 - 犯罪被害者等
 - インターネットによる人権侵害
 - 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
 - ホームレス
 - 人身取引（トラフィッキング）
 - 東日本大震災に起因する人権侵害

取り組み項目	取り組み内容	担当所管
人権啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な人権課題について、関係機関と連携しながら対応していくとともに、様々な機会を通して無理解が生む差別や人権侵害などに対して、人権教育・啓発を推進していきます。 	全課

資料編

1 同和対策及び人権擁護関係法律、関係組織等年表

2 各種法令関係

1 国 -----

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 部落差別解消推進法
- LGBT 理解増進法

2 県 -----

- 福岡県部落差別解消推進条例

3 春日市 -----

- 「人権都市宣言」に関する決議
- 春日市人権を尊ぶまちづくり条例

3 市民人権意識調査報告書（概要版）

同和対策及び人権擁護関係法律・関係組織等年表

1 国

- 昭和 40（1965）年 同和対策審議会答申
- 昭和 44（1969）年 同和対策事業特別措置法 施行
- 昭和 57（1982）年 地域改善対策特別措置法 施行
- 昭和 62（1987）年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行
- 平成 9（1997）年 人権擁護施策推進法 施行
人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画
- 平成 11（1999）年 人権擁護推進審議会答申
- 平成 12（2000）年 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 施行
- 平成 14（2002）年 「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
の失効
- 平成 19（2007）年 探偵業の業務の適正化に関する法律…身元調査禁止
- 平成 20（2008）年 「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」衆参両院採択
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 施行
- 平成 27（2015）年 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 施行
- 平成 28（2016）年 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 施行
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進
に関する法律 施行
部落差別の解消の推進に関する法律 施行
再犯の防止等の推進に関する法律 施行
- 平成 30（2018）年 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 施行
- 令和 5（2023）年 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する
国民の理解の増進に関する法律 施行
こども基本法 施行

2 福岡県

- 昭和 60（1985）年 福岡県同和问题早期解決のための基本的法律制定実現期成会
 平成 7（1995）年 人権が尊重される社会を築く差別事象の根絶に関する議決
 平成 7（1995）年 福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例
 平成 10（1998）年 人権教育のための国連 10 年福岡県行動計画
 平成 15（2003）年 福岡県人権教育・啓発基本指針
 平成 30（2018）年 福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）
 平成 31（2019）年 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

3 春日市

- 昭和 48（1973）年 春日市同和教育研究会
 平成 3（1991）年 春日市同和行政連絡会
 平成 3（1994）年 人権都市宣言に関する決議
 平成 8（1996）年 春日市人権を尊ぶまちづくり条例
 平成 11（1999）年 男女共同参画都市宣言
 平成 12（2000）年 同和问题に関する市民意識調査
 平成 13（2001）年 人権教育のための国連 10 年春日市行動計画
 平成 16（2004）年 人権教育及び人権啓発推進春日市実施計画（第 1 次）
 平成 17（2005）年 春日市人権・同和问题に関する市民意識調査
 平成 21（2009）年 人権教育及び人権啓発推進春日市実施計画（第 2 次）
 平成 22（2010）年 春日市人権・同和问题に関する市民意識調査
 平成 26（2014）年 人権教育及び人権啓発推進春日市実施計画（第 3 次）
 平成 29（2017）年 春日市人権問題に関する市民意識調査
 平成 31（2019）年 人権教育及び人権啓発推進春日市実施計画（第 4 次）
 令和 4（2022）年 春日市人権問題に関する市民意識調査

各種法令關係

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年法律第四百七十七号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則 (略)

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年法律第九号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則 (略)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

(令和五年法律第六十八号)

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを

理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項そ

の他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティ

ティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 (略)

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

(平成三十一年三月一日)

第一章 部落差別の解消の推進

(目的)

第一条 この条例は、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査などの部落差別が存在すること及びインターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成二十八年法律第百九号。以下「法」という。)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止等について必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国及び市町村との連携を図り、施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第四条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第五条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、法第六条の規定による国が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(意見の聴取)

第七条 知事は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、学識経験者等をもって構成する協議会の意見を聴くものとする。

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止

(趣旨)

第八条 県は、同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。)に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象(以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。)の発生を防止することにより、部落差別の解消を推進するものとする。

(県の責務)

第九条 県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、部落差別の解消を推進するため、国及び市町村と協力し

て必要な教育及び啓発を行う責務を有する。

(県民及び事業者の責務)

第十条 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査(以下「調査」という。)を行い、依頼し、又は受託する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第十一条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(申出)

第十二条 調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第十三条 知事は、事業者が調査を行い、依頼し、又は受託したと認めるときは、当該事業者に対し、当該調査を中止すべき旨

並びに結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第一項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対しその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

第三章 雑則

(解釈及び運用)

第十四条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。

(規則への委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

「人権都市宣言」に関する決議

(平成六年十二月十六日)

人は、生まれながらにして自由であり、人間として尊ばれ、平等に生きる権利を有している。

日本国憲法及び世界人権宣言に明示されている基本的人権の尊重とあらゆる差別の撤廃は、今や地球的規模で人類の大きな課題である。

しかし、私たちが生きている現代社会のなかには、部落差別をはじめとする様々な人権侵害の事象が存在をし、平和で明るい社会の存立を脅かしている。

よって、すべての市民の人権が等しく保障される地域社会の実現にむけて、一人ひとりが不断の努力を行うことを確認し、ここに本市を「人権都市」とすることを宣言する。

平成6年12月16日

春日市議会

春日市人権を尊ぶまちづくり条例

(平成八年三月二十七日条例第七号)

すべての国民は、日本国憲法に基づく基本的人権を享有し、法の下での平等を保障されている。また、世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利について平等である」とうたわれている。市民一人ひとりが人間として尊重される真に豊かな社会の実現は、私たちの願いであると同時に責務である。よって、本市においては、人権都市とすることを宣言し、人権意識の高揚に努めてきた。

しかしながら、今日、部落差別をはじめ、女性、障害者、高齢者、外国人への差別など様々な差別により今なお人間の尊厳が侵されている。

このため、市民一人ひとりが人権意識の高揚に努め、基本的人権が尊重される差別のない明るいまちづくりを進め、もって、市民が安心して暮らせる平等な社会の実現に向けて、すべての市民がたゆまぬ努力を行うことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、市民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策に積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとする。

(市民の役割)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、心豊かな社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進する。

(推進体制)

第5条 市は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ、関係機関及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第6条 市は、人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、市民団体、事業者等の密接な連携による啓発活動を充実し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境づくりに努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則 (略)

市民人権意識調査報告書（概要版）

春日市人権に関する市民意識調査

結果報告書 — 概要版 —

2023(令和5)年3月

調査の概要

○調査の目的

春日市民の同和問題や様々な人権問題に関する意識を把握し、市民一人一人の人権が大切にされあらゆる差別のないまちを目指して行う人権教育や啓発の取組の効果的な推進を図るとともに、今後、本市が策定する「人権教育及び人権啓発推進第5次春日市実施計画」の基礎資料を得るために実施したものです。

○調査対象

春日市に住民登録している(2022(令和4)年5月31日現在)18歳以上の住民を対象に、住民基本台帳から2,000人を無作為に抽出しました。

○調査方法

郵送による配付及び回収

○調査期間

2022(令和4)年7月1日～7月20日

○回収状況

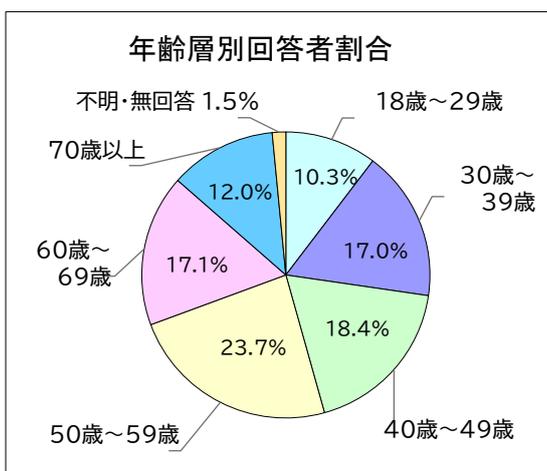
転居等による不達があり、実質配付数は1990名、有効回収数は659名で、回収率は33.1%

○職業別

「行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業関係の仕事(過去に従事していた方も含む)」(以下「特定職業従事者」という)と「上記以外の職業(就労していない方も含む)」の2つの領域に分けました。

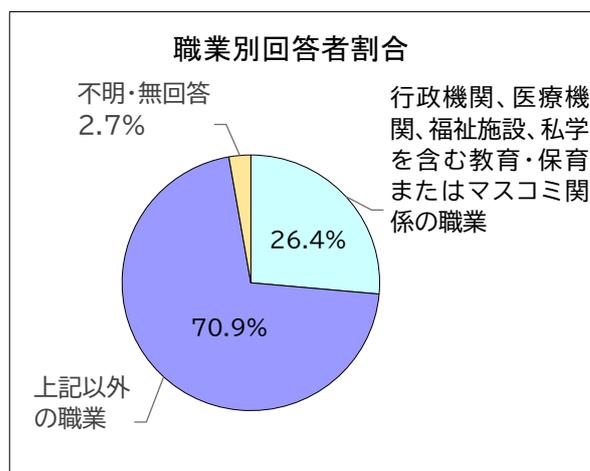
回答者の概要(年齢層別・職業別)

年齢層別回答者割合



各年代層とも配付数を400に調整しましたが、70歳以上の配布数については、60歳～69歳との合算で配布数を決定しました。

職業別回答者割合



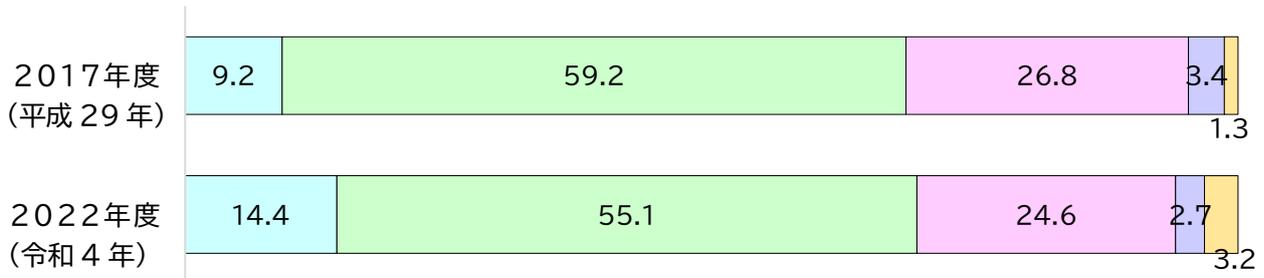
人権問題解決の責務があると国が示している「特定職業従事者」とそれ以外の職業の2つとしました。回答者の約4分の1が「特定職業従事者」ということになります。

I. 人権問題全般に関すること

1. 人権問題についての関心度(前回調査との比較)

人権問題についての関心度(%)

- とても関心がある
- 少し関心がある
- あまり関心がない
- 全く関心がない
- 不明・無回答



「とても関心がある」
5.2ポイントUP

「関心がある(全体)」69.5%は、2017年度調査 68.4%とほぼ変わりませんが、「とても関心がある」が、5.2ポイント上昇しています。

また、「関心がない(全体)」とする市民が約3割存在します。

2. 人権問題についての職業別関心度

人権問題についての関心度(職業別 %)

- とても関心がある
- 少し関心がある
- あまり関心がない
- 全く関心がない

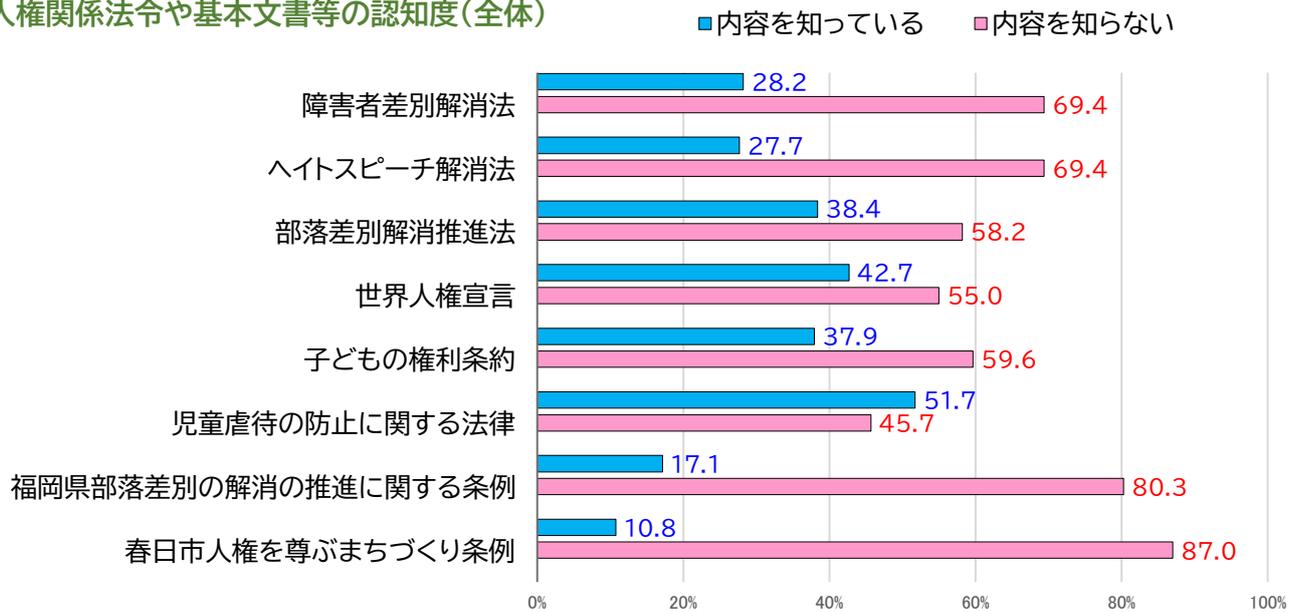


「特定職業従事者」の関心度は80.5%と高い

人権問題の解決に取り組む責務がある「特定職業従事者」の人権問題への関心度は、上記以外の職業従事者と比べて高いものがあります。

3. 人権関係法令や基本文書等の認知度

人権関係法令や基本文書等の認知度(全体)

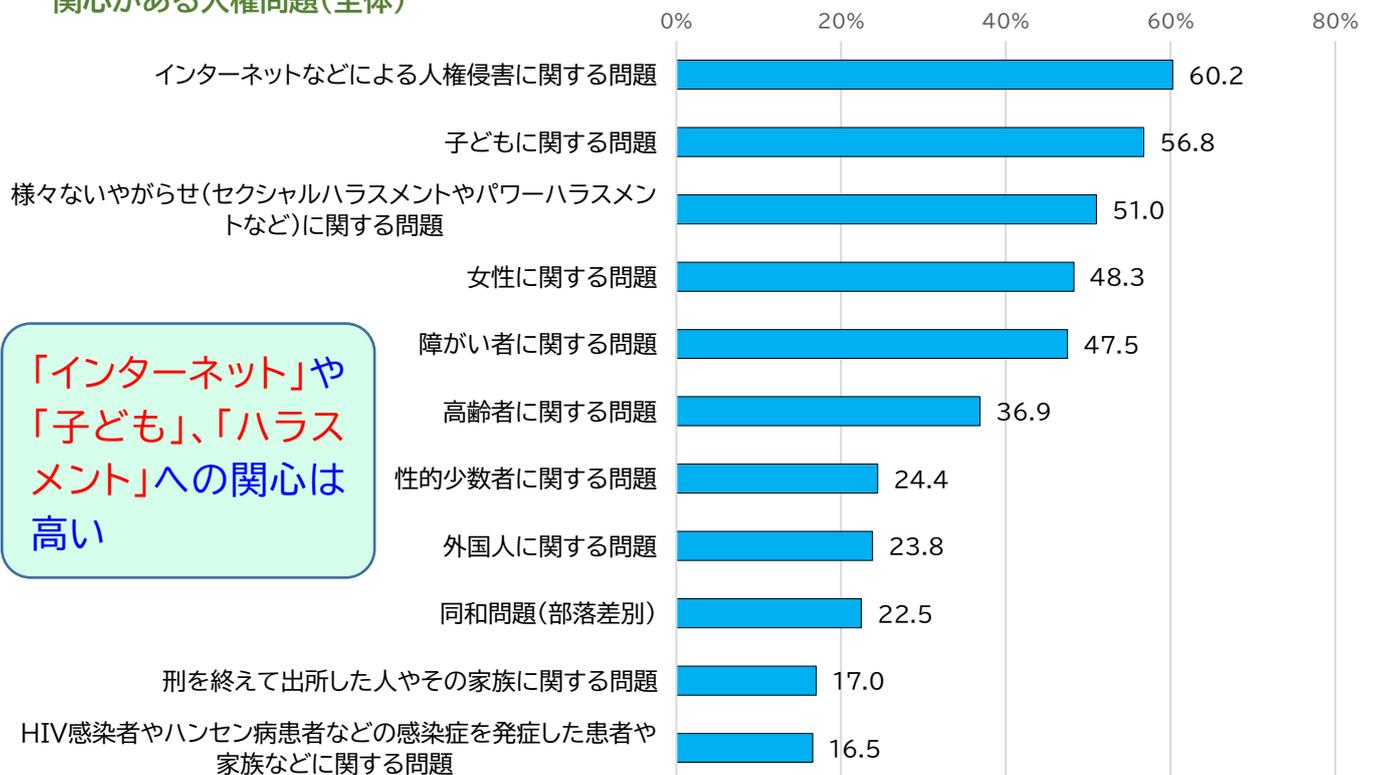


今日の問題を反映して「児童虐待の防止に関する法律」の認知度は5割を超えており、内容を知っている人が知らない人を上回っています。

「児童虐待防止法」の認知度 51.7%
「世界人権宣言」の認知度 42.7%

4. 関心がある人権問題(全体)

関心がある人権問題(全体)

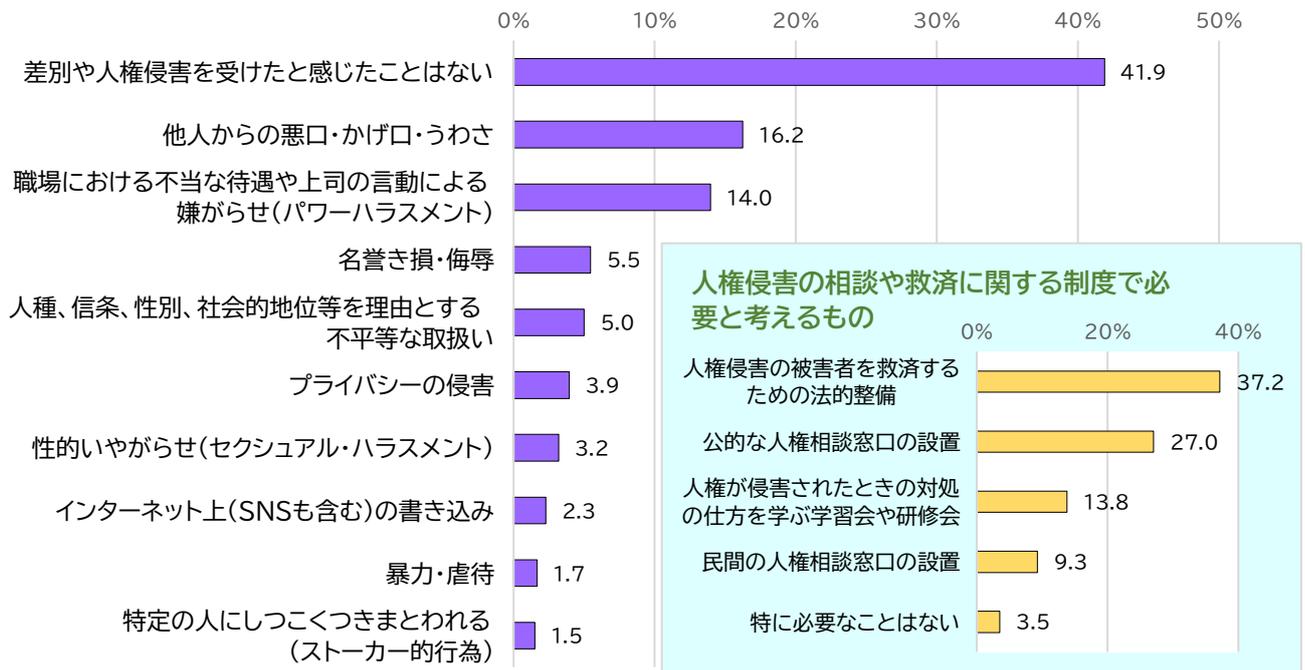


「インターネット」や「子ども」、「ハラスメント」への関心は高い

よく報道され話題になるインターネットや子どもなどに関する人権侵害の問題への関心度は高くなっていますが、そうでない問題への関心度は低い傾向にあります。

5. この5年間に受けた差別や人権侵害の体験

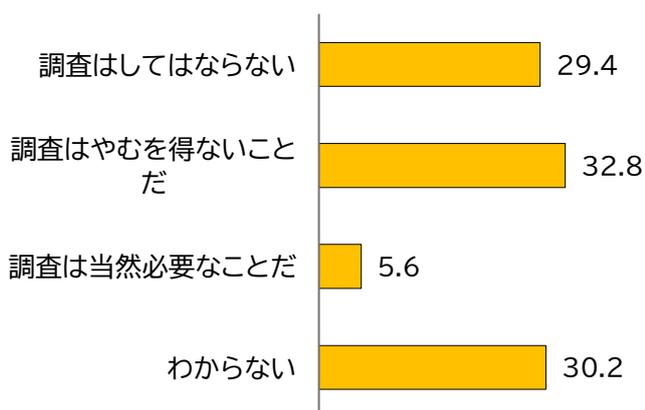
これまで受けた差別や人権侵害の事由



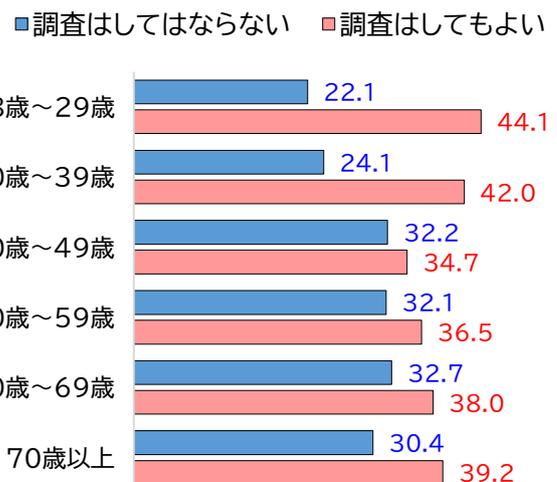
41.9%の人は、人権侵害を感じたことはないと回答している一方、数値の高低にかかわらず、どの項目においても人権侵害の実態があることを示しています。人権侵害に対しては、37.2%の人が法的な救済を求めています。

6. 結婚や就職に関する身元調査や信用調査

結婚や就職に関する身元調査や信用調査について(全体 %)



結婚や就職に関する身元調査について (%)

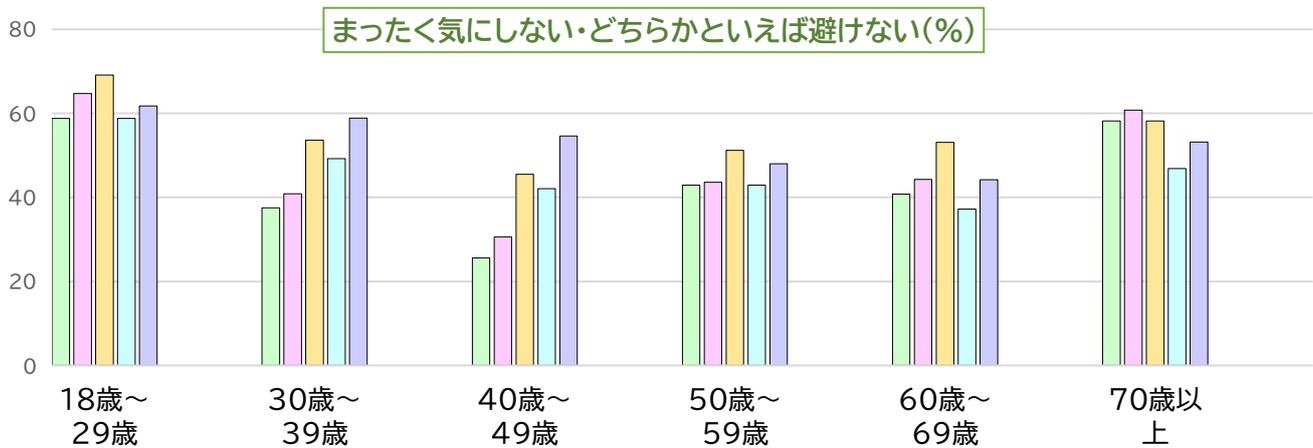
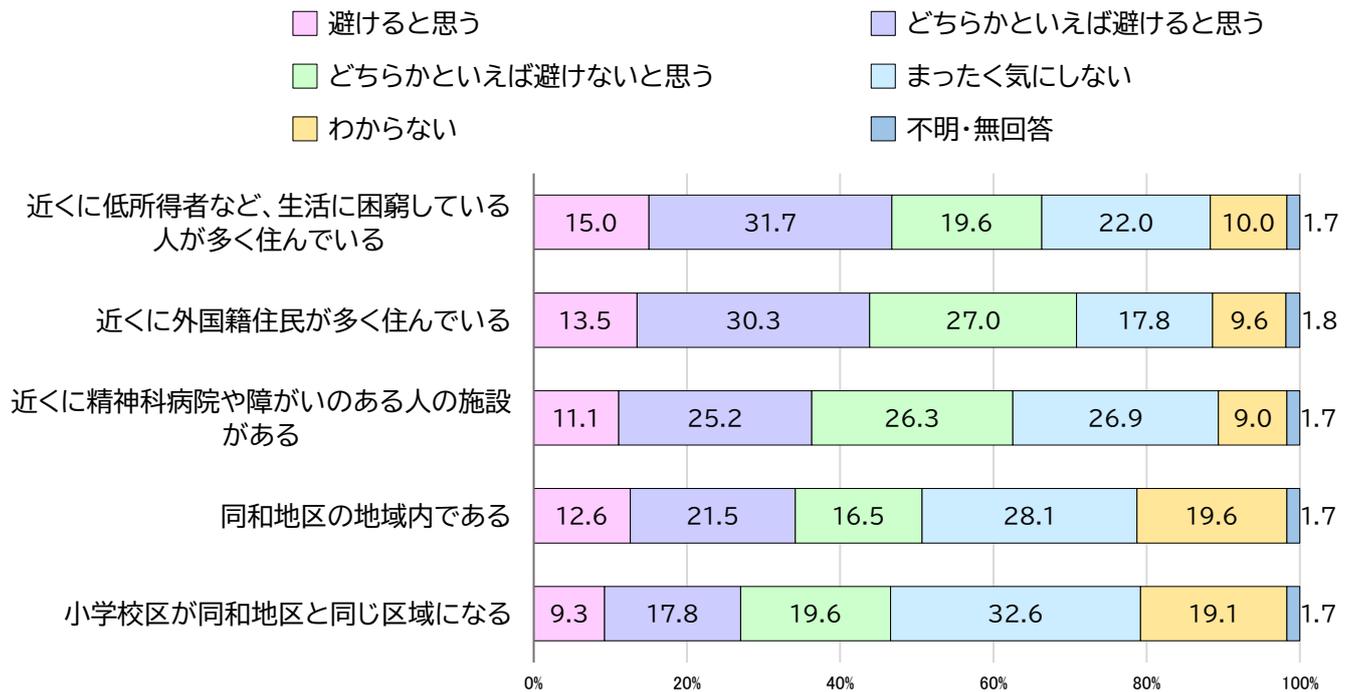


身元調査や信用調査について許容する人たちの割合が高く、特に、若い年齢層の人たちに抵抗感が薄い傾向が見られます。

比較的若い年齢層の身元調査への許容度がより高い

7. 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識

住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識(全体)



18歳～29歳、70歳以上は、忌避意識が強い

- 近くに低所得者など、生活に困窮している人が多く住んでいる
- 近くに外国籍住民が多く住んでいる
- 近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある
- 同和地区の地域内である
- 小学校区が同和地区と同じ区域になる

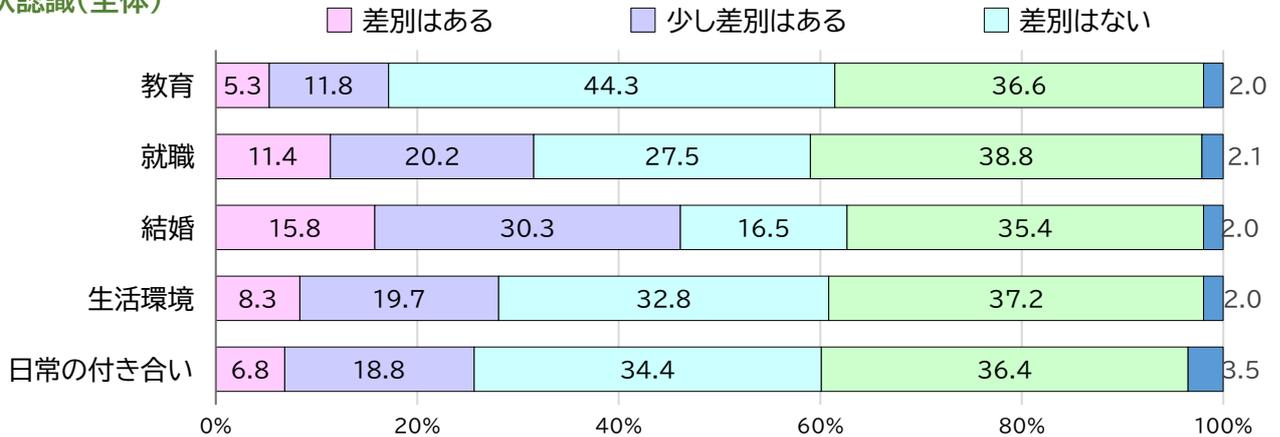
18歳～29歳の若い年齢層の人たちや70歳以上の人たちの忌避意識は、あまり強いものではありません。一方、40歳～49歳の人たちには、「生活困窮者」や「外国人」が多く住む地域に対して、やや強い傾向の忌避意識が見られます。

II. 様々な人権問題

同和問題

1. 同和地区やそこに住んでいる人々に対する差別の現状認識

同和地区(被差別部落)やその地区に住んでいる人々に対する差別の現状認識(全体)

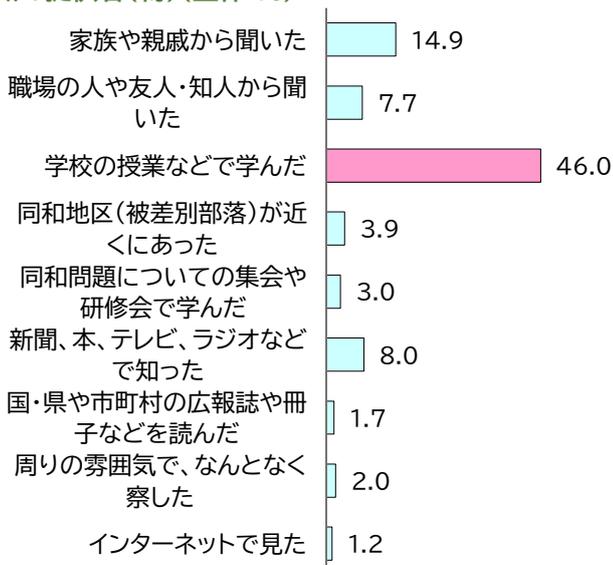


結婚差別がある 46.1%
就職差別がある 31.6%

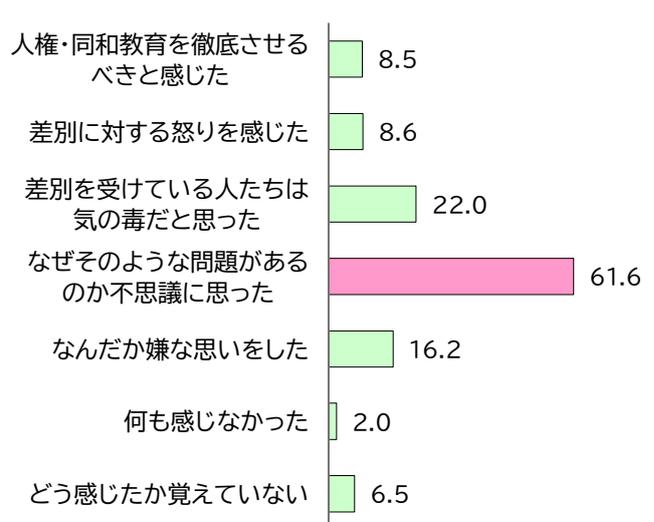
差別があるとする一方で、どの項目についても、4割弱の人が「わからない」と回答しています。見ようとしないと見えない差別、差別が見えにくくなっていることを表している可能性があります。

2. 同和地区のことを知ったきっかけと知った時の気持ち

差別を受けている地区があることを知った知識の提供者(物)(全体 %)



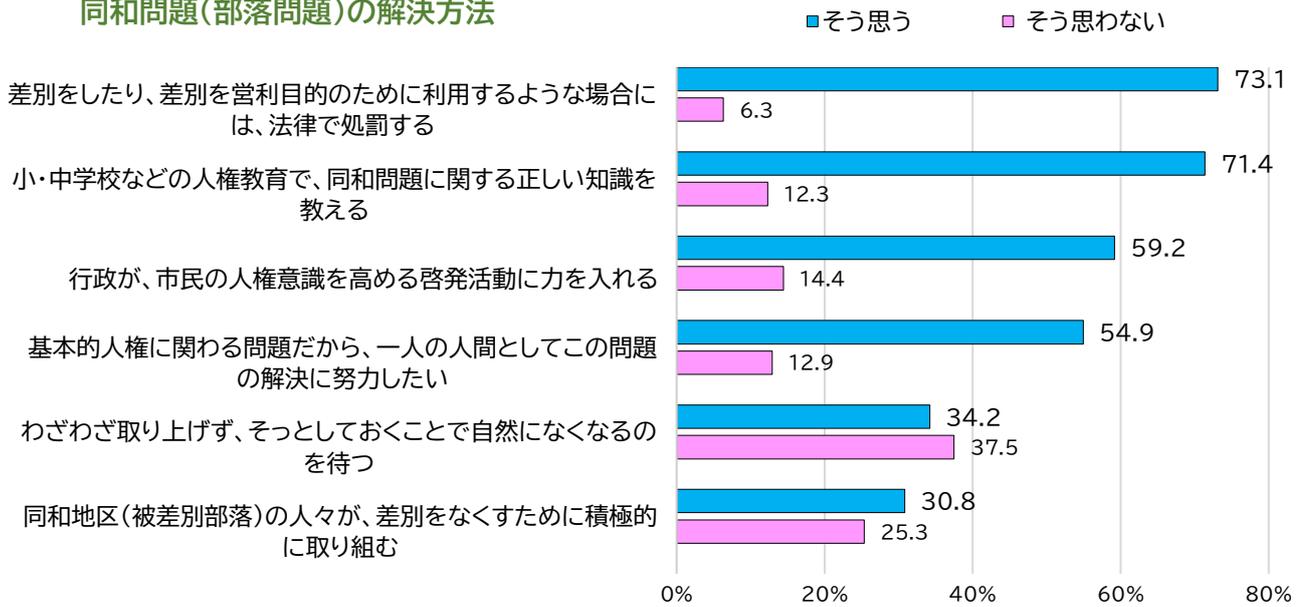
差別を受けている地区があることを初めて知ったときの気持ち(全体 %)



知ったきっかけで最も多いのが「学校の授業」で、知ったときの気持ちで最も多いのが「不思議に思った」です。そのほかの「気の毒に思った」など、同情や不快感、怒りなども含めて、部落差別解消を目指す方向での教育・啓発にあたり、大切な感性を持つ市民が多くいます。

3. 同和問題(部落問題)の解決方法

同和問題(部落問題)の解決方法

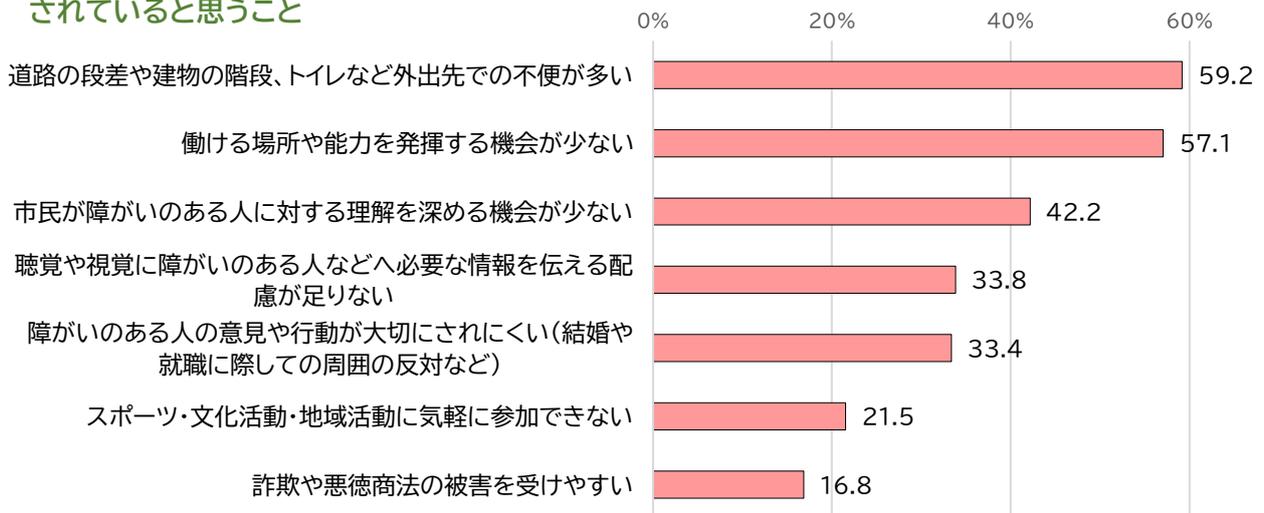


法律で罰する **73.1%**
 学校で教える **71.4%**

悪質な差別に対しては、法律による処罰を求める人が 73.1% います。同和問題だけではなく、ほかの人権課題についても適用できる包括的に差別を禁止する法律が求められているようです。

障がいのある人に関する人権問題

障がいのある人に関して、人権が大切にされていない、または侵害されていると思うこと

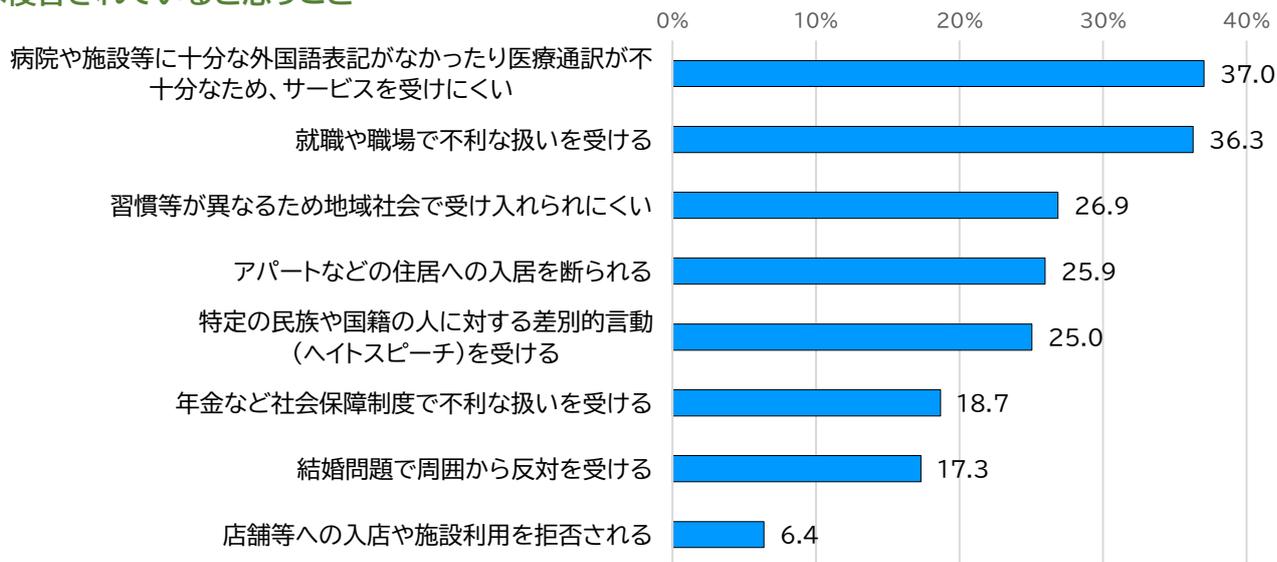


外出先での不便 **59.2%**
 能力を発揮する機会がない **57.1%**

都市部や公共施設でのハード面でのバリアフリー化は目に見える形で進んできました。しかし、障がい者の個別的な問題に対して、まだまだ改善が必要であると多くの人と考えています。特に、6割近くの人が、障がい者個々人の能力が活かせる場の確保の大切さを感じています。

在日外国人に関する人権問題

在日外国人に関して、人権が大切にされていない、または侵害されていると思うこと

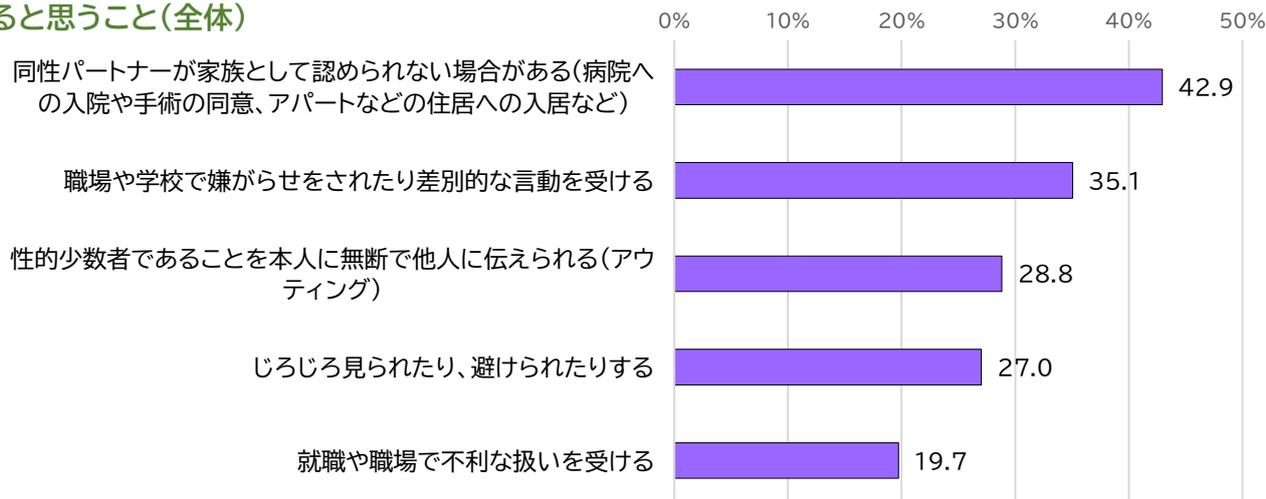


外国語表記、通訳不足 37.0%
職場での不利な扱い 36.3%

公共的空間や施設での外国語表記や、就職、住居などの日常生活における課題意識が高いことが表れています。また、特定の外国籍の人達を侮辱するヘイトスピーチにも、高い関心が寄せられています。

性的少数者に関する人権問題

性的少数者に関して、人権が特に大切にされていない、または人権侵害されていると思うこと(全体)

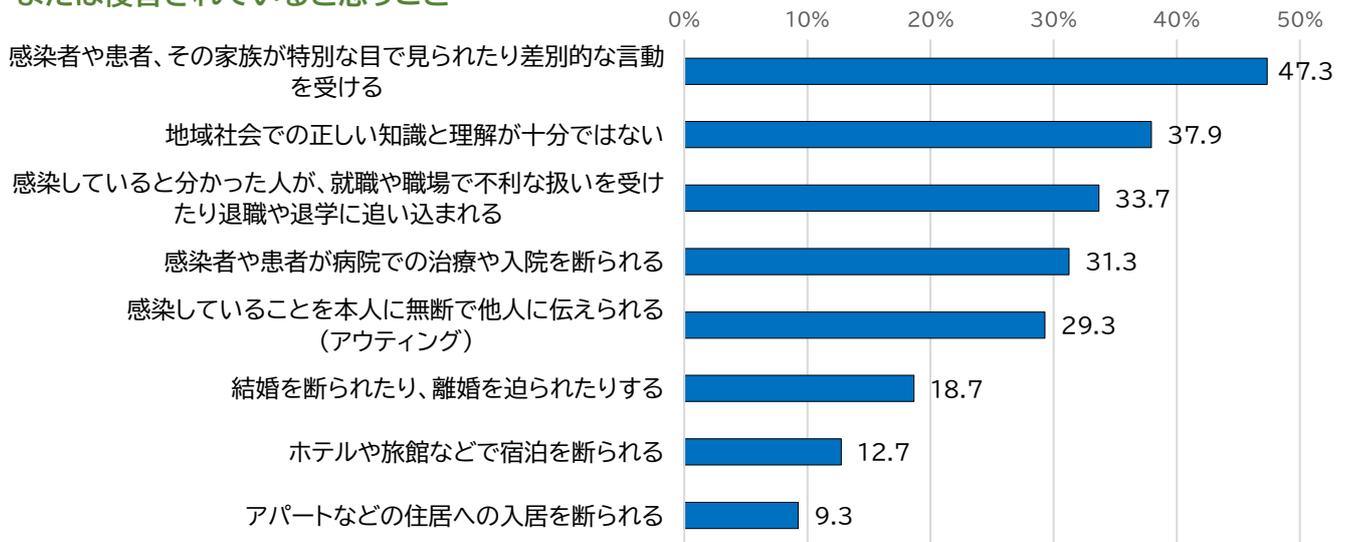


同性パートナーの認知問題 42.9%
職場や学校での嫌がらせ 35.1%
本人に無断で話が伝わる 28.8%

性的少数者(LGBTQ)の問題は、近年、広く注目されるようになった人権問題です。「同性パートナーが家族として認められないことがある」、「職場などでの嫌がらせ」など、法的な取組みが待たれる現実的な不利益への関心が高い傾向にあります。

感染症患者などに関する人権問題

感染症患者などの人権に関することから、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと

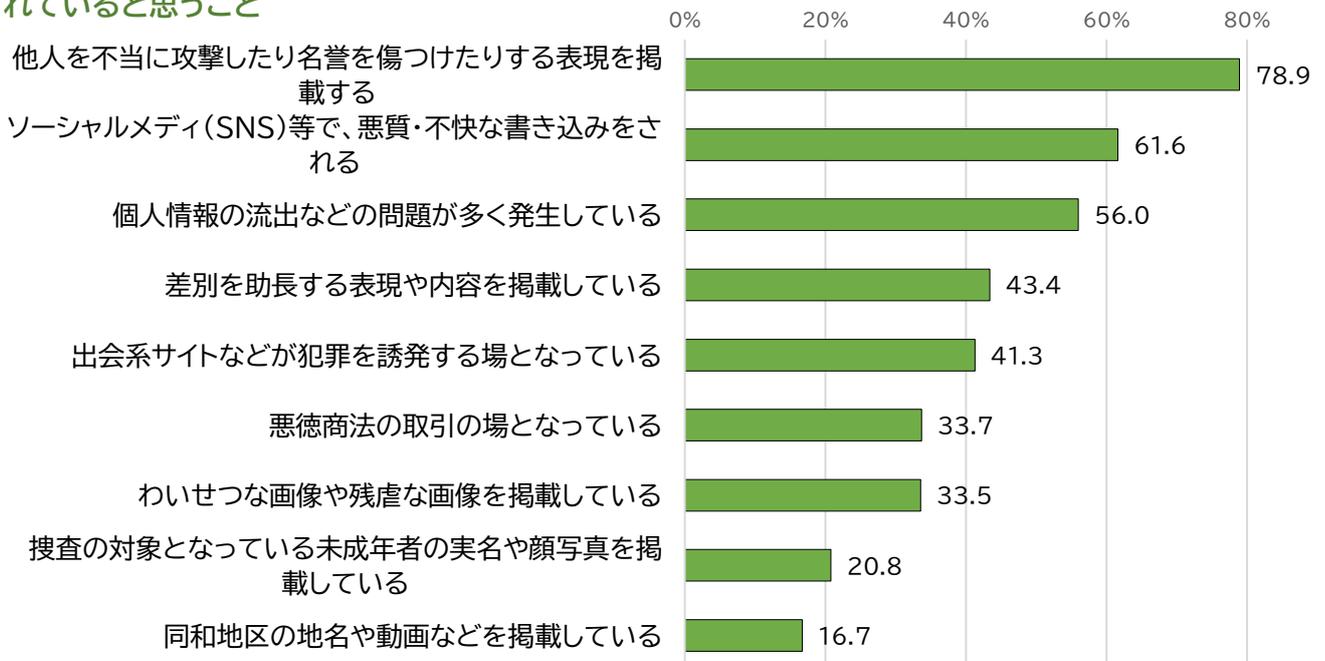


患者や家族への差別 47.3%
理解が十分でない 37.9%

調査が、新型コロナウイルス感染症拡大期と重なったことも反映してか、感染症に関する正しい知識と理解が十分でないために、不安が先行して生じる様々な人権侵害についての意識の高さがうかがえます。

インターネットに関する人権問題

インターネットに関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと

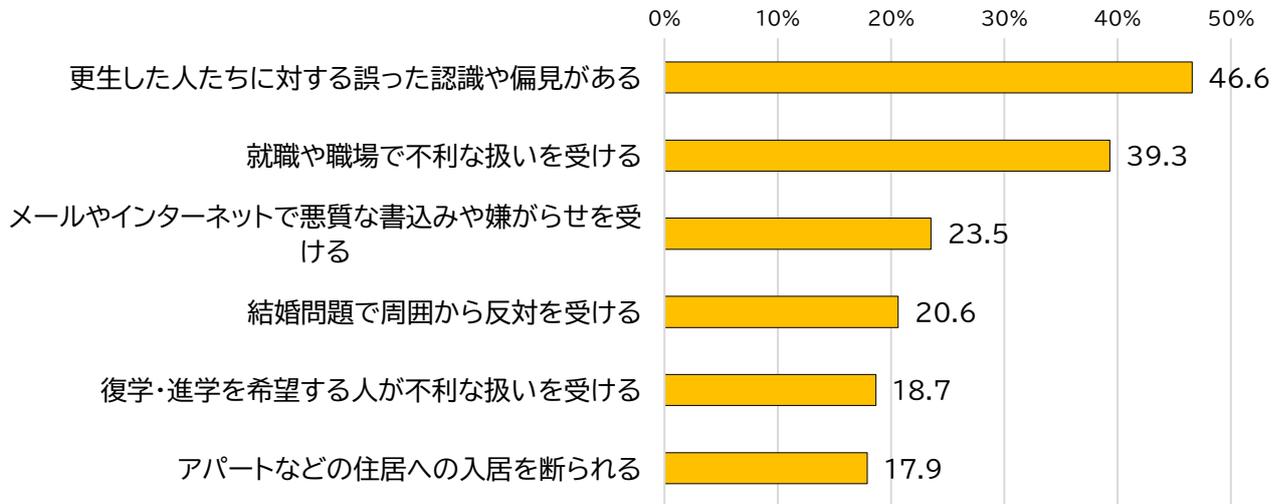


インターネットの特性を背景にした人権侵害発生への意識が表れている

現実世界で起きている人権侵害が、匿名性が高く拡散しやすいという特性を背景に、インターネットの世界でも発生しているとの認識が表れています。

刑を終えて出所した人に関する人権問題

刑期を終えて出所した人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと



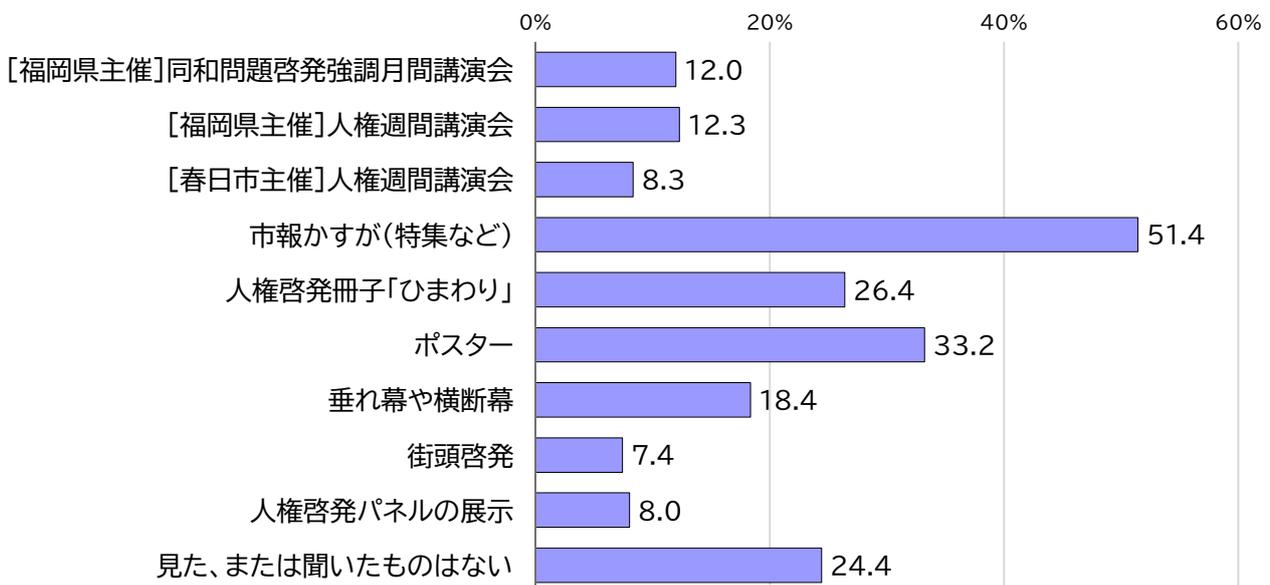
誤った認識や偏見 46.6%
就職や職場での不利益 39.3%

本人が更生への強い意志を持っていても、周囲の人々の「無理解や偏見」による再就職や住居の確保の難しさなどが、刑期を終えて出所した人の更生を妨げているとの認識が示されています。

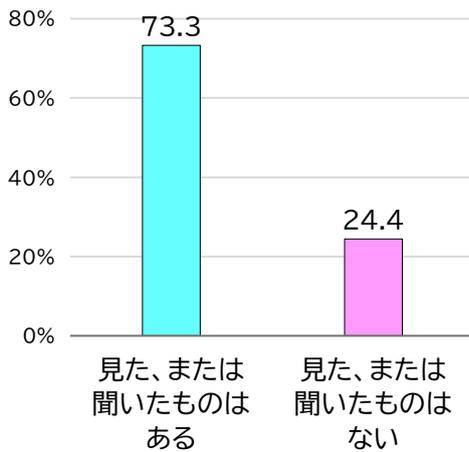
Ⅲ. 人権問題の啓発について

福岡県や春日市主催の啓発活動の認知度

福岡県・春日市主催人権啓発活動についての認知状況



福岡県・春日市主催人権啓発活動についての認知状況(全体)



福岡県・春日市主催人権啓発活動についての認知状況(%)

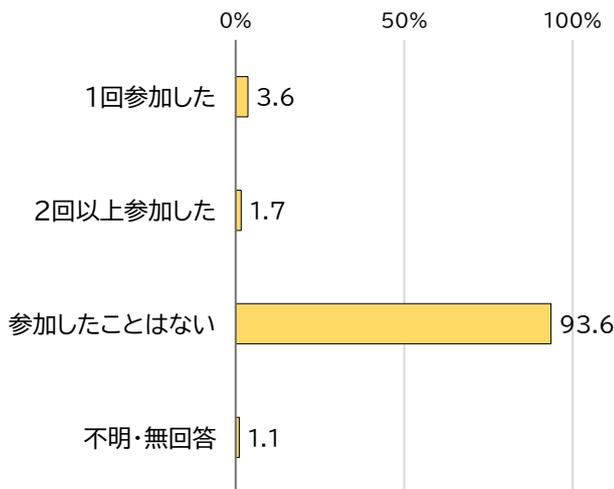


「市報かすが」の認知度 **51.4%**
 人権啓発冊子「ひまわり」 **26.4%**

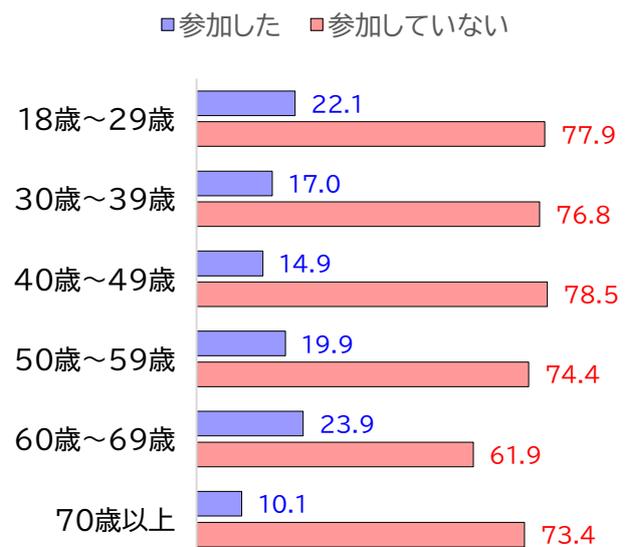
福岡県や春日市主催の啓発活動について、見たり聞いたりしたことがある人は、73.3%と高い割合です。具体的な内容では各戸に届く「市報かすが」が51.4%と高くなっていますが、個人の主体的な関心事となる講演会やパネル展示、個人に働きかける街頭啓発に対する認知度が低くなっています。

人権講演会や人権講座への参加について

人権講演会や人権講座への参加回数(この一年間)(全体)

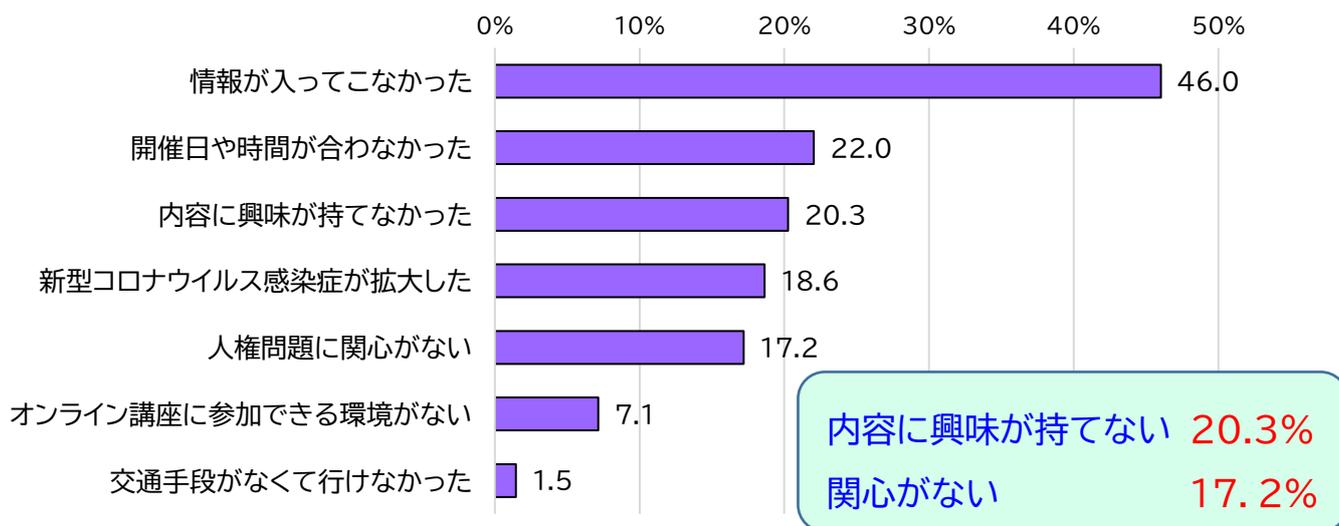


参加した人権講演会や人権講座(%)



年齢層による研修会への参加率は、18歳～29歳が高く、40歳～49歳で底をなし、50歳～59歳で再び高くなります。高齢層の70歳以上を除くと、中間の年齢層が低くなるU字型をしています。

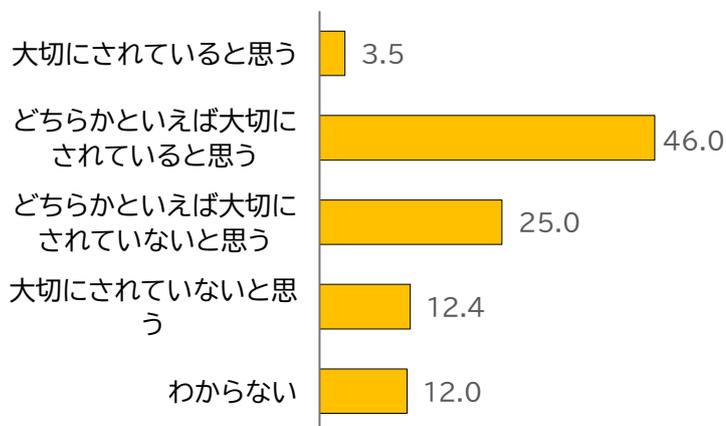
人権講演会や人権講座に参加できなかった理由



参加者に年代的な差はあまりありません。「参加したことがない」の 93.6%は、「新型コロナウイルス感染症」への対策の影響もあると考えられますが、「情報が入ってこなかった」と46.0%が回答していることは、周知手だてへの課題です。

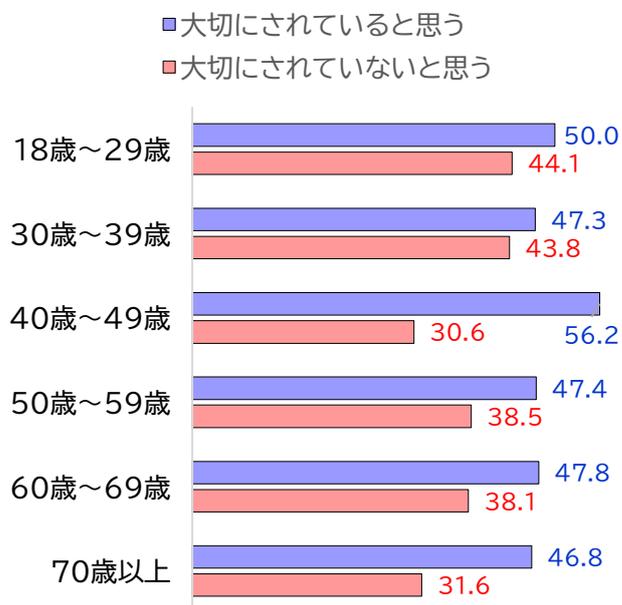
人権が大切にされている社会か

今の日本社会は人権が大切にされているか



人権は大切にされている **49.5%**
 人権は大切にされていない **37.4%**

今の日本社会は人権が大切にされているか



全体でも年齢層別でも、「人権は大切にされている」と約5割の人たちは感じているということになりますが、「分からない」を除く残りの約4割の人たちは、生きにくさを認識しているということになります。



春日市ブランドイメージ
みんなで春をつくろう

人権教育及び人権啓発推進 第5次春日市実施計画

令和6年3月

発行 春日市

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

電話 092-584-1111

FAX 092-584-1142

<http://www.city.kasuga.fukuoka.jp>

編集 地域共生部 人権男女共同参画課

春日市男女共同参画センター「じよなさん」

〒816-0806 春日市光町1丁目73番地

電話 092-584-1201

FAX 092-584-1181



じよなさん